

394

特249

805

社聞新民國
社聞新知愛新

—— 輯 編 ——

錄記判公件事五一·五

行 發

社聞新民國
社聞新知愛新



始



特249
805

國民新聞社
新愛知新聞社
編

五·一五事件公判記錄





【写真説明】上右より後藤、藤原、中島、八木、石川、金澤、下右より野村、西川、賀、青原、坂元、各陸軍士官候補、半は陸軍々法會議公判、延印は西村裁判長



は し が き

昭和七年五月十五日、陸、海軍現役少壯軍人を中樞とする一團が、薄暮、旋風の如く帝都の各所を襲撃、時の首相犬養毅氏を暗殺し、以て一世を震撼せしめ、所謂非常時日本の意義をより深く國民大衆の腦裡に烙印せる昭和未曾有の一大事件——世に謂ふ五・一五事件は、いま、滿天下飛耳張目の裡に、陸、海軍々法會議に於て、夫々公判開廷せられ、其の全貌はすでに國民の前に餘すところなく描繪されてゐます。

而して審理は事件の眞髓を衝き、陸軍は十一名の取調べを全部終了、海軍又十名の訊問を終へ、陸軍は八月十九日、海軍も九月七日にいづれも檢察官の論告、求刑あつて後、愈々判決下る日も近きにあります。此の神聖、嚴肅なる軍法會議の裁きを通じて國民大衆の胸に慄々として反映せる或る暗示、ある教訓——更に五・一五事件は、何が故に發生せねばならなかつたか——純情の青年將校が死を覺悟して敢て非常手段に出た、已み難き憂國の至情、行動に、其の因由を究明し、事件の認識を明確ならしめる爲めに、本社は今此の小冊を出し

て事件の全貌を知らしめようとするのであります。

蒐集されたものは公判廷に於ける各被告の詳細なる陳述内容を中心に、公訴状、被告氏名と罪名等、ひとり軍部側被告だけではなく、今秋東京地方裁判所で審理される常人被告の公判を前に、其れをも一括した、五・一五事件を語るに好箇のものである事を断言する次第であります。

昭和八年八月

國民新聞社
新愛知新聞社

目次

一、公訴状全文……………	(一)
二、被告の氏名並に罪名……………	(二)
一、海軍々法會議記録	
古賀中尉の陳述……………	(三)
中村中尉の陳述……………	(五)
三上中尉の陳述……………	(三)
黒岩少尉の陳述……………	(四)
山岸中尉の陳述……………	(四)
村山少尉の陳述……………	(四)
一、陸軍々法會議記録	
後藤候補生の陳述……………	(五)

藤原候補生の陳述(五)
中島候補生の陳述(六)
八木候補生の陳述(七)
石關候補生の陳述(八)
金清候補生の陳述(九)
野村候補生の陳述(十)
西川候補生の陳述(十一)
菅候補生の陳述(十二)
吉原候補生の陳述(十三)
坂元候補生の陳述(十四)
一、陸軍側の論告と求刑(十五)
二、三裁判所審理の苦心(十六)

陸海軍公判の日程

- 七月廿四日 海軍側第一回公判（山本檢察官の公訴事實の朗讀、古賀清志中尉の陳述）
- 七月廿五日 陸軍側第一回公判（匂坂檢察官の公訴事實の朗讀、元士官候補生後藤映範の陳述）
- 七月廿五日 海軍側第二回公判（古賀中尉の陳述）
- 七月廿七日 海軍側第三回公判（古賀中尉の陳述終了）
- 七月廿七日 陸軍側第二回公判（篠原市之助、中島忠秋の陳述）
- 七月廿八日 海軍側第四回公判（中村義雄中尉の陳述）
- 七月廿九日 海軍側實地檢證、陸軍側第三回公判（八木春雄、石關榮の陳述）
- 七月卅一日 海軍側第五回公判（中村義雄中尉の陳述）
- 八月一日 海軍側第六回公判（三上卓中尉の陳述） 陸軍側第四回公判（金清豊、野村三郎の陳述）
- 八月二日 陸軍側第五回公判（西川武敏、菅勤の陳述）
- 八月三日 海軍側第七回公判（三上卓中尉の陳述）
- 八月四日 陸軍側第六回公判（吉原正巳、坂元兼一の陳述）——個人審理終了
- 八月四日 海軍側第八回公判（三上卓中尉の陳述） 陸軍側第七回公判（證據調べ）
- 八月七日 海軍側第九回公判（三上卓中尉、黒岩勇少尉の陳述）
- 八月八日 海軍側第十回公判（黒岩勇少尉の陳述）
- 八月十日 海軍側第十一回公判（山岸宏中尉の陳述）
- 八月十一日 海軍側第十二回公判（山岸宏中尉、村山格之少尉の陳述）
- 八月十二日 海軍側第十三回公判（村山格之少尉の陳述）——叛亂罪被告の審理終了
- 八月十五日 海軍側第十四回公判（伊東龜城少尉の陳述）——叛亂罪被告の審理に入る
- なほ海軍側は十七、十八、廿三日開廷して、大庭春雄少尉林正義中尉、塚野道雄大尉三名に對する叛亂罪被告を審理し、九月七日論告求刑、一方陸軍側は八月十九日論告求刑あつて辯論判決の順序である

五・一五事件の公判記録

公訴状の全文(海軍)

被告等は孰れも直接又は間接に故海軍少佐藤井齊より思想上の感化指導を受けたるものなる處、右齊は海軍兵學校在學時代より、日本を盟主として亞細亞民族の大團結を計り、白色民族の橫暴を懲し、以て道義を世界に布かんとするの所謂大亞細亞主義思想を抱懷し、被告古賀清志、同村山格之等を指導して共に同志擴大に努め居りしが、昭和五年軍縮問題に問題に附隨して統帥權十犯問題起り世論沸騰するや、之を以て政黨財閥及君側重臣の結託に依り斯る非違を敢てしたるものとなし、大に之を憤ると共に、現代日本に於ては政黨政治

家、財閥及特權階級等孰れも腐敗、墮落して國家觀念なく、日本をして政治、外交、經濟、軍備、思想等各種の方面に行詰りを生じ、國家滅亡の虞あるに至らしめたりとし、之が革新の要ある旨を説きて被告伊東龜城、同大庭春雄等を指導し同年七月頃茨城縣新治郡土浦町科亭山水閣に村山格之、伊東龜城、大庭春雄外十數名を、同年十二月廿八日福岡縣糟屋郡香椎村香椎温泉に被告三上卓、古賀清志、村山格之外十數名を糾合し、國家革新を目的とする一團を形成して直接行動に依る非合法運動に従事することとなり、此の前後に於て被告山岸宏は伊東龜城の勸誘を受け同年十二月より、被告林正義は三上卓の勸誘を受け昭和六年二、三月頃より、被告中村義雄は古賀清志の勸誘を受け同年十一月より、被告黒岩勇は三上卓の勸誘を受け昭和七年一月より上記藤井齊を中心とする一團に加入し、爾來孰れも右運動に従事し來りたる處、藤井齊

は上海事變に出征して同年二月五日戦死するに至りたるも、被告等は依然として其の運動を繼續し、被告塚野道雄も亦林正義の勸誘を受け同年三月より之に加入したり、當時霞ヶ浦海軍航空隊に勤務し運動の中心地たる帝都に遠からざりし關係上、古賀清志、中村義雄の兩名は勢ひ主として其の衝に當ることとなりしより、前記素志貫徹の爲先づ集團的直接的行動に依り帝都の治安を案して一時恐怖状態を出現し、以て戒嚴令の布告せらるるに至るべき情勢に立至らしめ、戒嚴令下に國家革新の實を擧げんことを企圖し、豫て被告等と其の目的を同じくして革新運動に従事し居りたる茨城縣東茨城郡常磐村三千三十九番地愛郷塾長橋孝三郎、同塾教師後藤啓彦、同林正三、同縣那珂郡前渡村大字前濱九百九十九番地川崎長光明治大學學生奥田秀夫、元陸軍士官候補生池松武志及陸軍士官候補生後藤映範外十名と提携するに至れり

而して被告等は豫てより直接行動の準備に専念し、之に使用すべき武器入手に腐心して孰れも手榴彈、拳銃等の蒐集に努め

(一) 村山格之は

一、昭和七年一月廿一日實父從弟佐賀縣小城郡北多久村大字多久原三百卅四番地豫備役陸軍歩兵大尉長尾秀雄より兩部式拳銃一挺を入手し、更に同人の紹介に依り同月廿四日海軍少尉澤田郎をして秀雄知人第五師團勤務陸軍歩兵少佐門司昇一より同拳銃用彈丸約四十發を入手せしめ、同年二月中旬澤田郎は右拳銃及彈丸を下宿吳市下山手町廿八番地岩佐六郎をして古賀清志に送付せしめ

二、縣逐艦隊に乘組み同月廿三日上海に出征し、同年四月十六日上海碇泊中の軍艦出雲に於て海軍大尉出崎元武より「ブローニング」拳銃一挺、同彈丸五十發を入手し、當時通信艇として上海、佐世保間を往復し居りたる縣逐艦隊乗組大庭春雄をして佐世保に持歸らしめ、次で同月廿一日自ら之を古賀清志に手交し

(二) 伊東龜藏は上海出征中戦線に於て負傷の際戰用として携帶し居りたる手榴彈一個を其の儘所持して後送せられ佐世保海軍病院に入院せしが同年二月十二日同所に於て之を林

正義に手交し、正義は同年三月廿二日之を黒岩勇に郵送し

(三) 三上卓は上海出征中同年二月中旬特別陸戦隊用の手榴彈廿個を入手して之を村山格之に手交し、格之は縣逐艦隊乗組大庭春雄に手交し、春雄は同月廿七日頃之を運搬して佐世保海兵團勤務林正義に手交し、正義は之を同團勤務塚野道雄に手交して其の私室に隠匿せしめ、更に同年四月九日正義は佐世保市熊野町五番地塚野道雄宅に運搬し、同所に於て林正義、大庭春雄、黒岩勇及塚野道雄の四名にて道雄所有の手提鞆に納め、勇は一旦之を佐賀縣小城郡東多久村大字別府四千四百廿一番地の買家に持ち歸り、曩に林正義より郵送を受けたる一個と合せ手榴彈廿一個を同月廿一日鐵道便を以て東京市内に輸送し、次で友人東京府下王子町下十條千五百五十番地田代平方に隠匿し

(四) 古賀清志、中村義雄の兩名は同年二月下旬より三月下旬に至る間に於て同府佐原郡大崎町上大崎二百卅一番地財團法人東亞經濟調査局理事長、神武會頭、法學博士大川周明、同府豊多摩郡澁谷町常磐松十二番地天行會長頭山秀三、同會

理事本間憲一郎に上記企圖の概要を告げて其の賛同を得、依て清志は

- 一、同年四月三日周明方に於て同人より拳銃五挺、同彈丸百廿五發及運動資金として千五百圓を
- 二、同月廿九日同所に於て周明より運動資金として二千圓を受領し
- 三、同年五月十三日同所に於て黒岩勇をして周明より運動資金として二千五百圓を受領せしめ
- 四、同年四月十七日秀三方に於て本間憲一郎より拳銃三挺同彈丸若干を
- 五、同月廿二日茨城縣新治郡眞鍋千三百廿三番地本間憲一郎方に於て同人より拳銃一挺、同彈丸若干を
- 六、同月卅日頃同郡土浦町大和町三千廿八番地染谷忠助を介し同所に於て憲一郎より拳銃一挺、同彈丸若干を受領し
- (五) 古賀清志及中村義雄は拳銃、手榴彈の不足を補ふ爲め短刀を入手せんと欲し、池松武志及奥田秀夫に對し資金を給して之が購入方を命じ、同年四月廿四日池松武志より四口を

同年五月三日奥田秀夫より三口を、翌四日池松武志より二口を、同月十四日奥田秀夫より三口を受取り

(六) 三上卓は右同様の目的を以て同日短刀二口を購入した

以上の外

(一) 三上卓は上海出征中同年二月下旬特別陸隊用陸式拳銃一挺、同弾丸十五發入五箱及八發入彈倉二個を入手して之を村山格之に手交し、格之は編隊輸糧組大庭春雄に手交せしが、同人は豫て卓の指示に基き上海北四川路長春路百八十七號松下洋行事松下兼一を介し同年五月九日同洋行に於て「モーゼル」拳銃一挺、同弾丸百廿發、保彈鏡四個及メリオ拳銃一挺、同弾丸八十三發を購入して上記陸式拳銃其他と共に決行の際之を使用せんとする目的を以て同艦私室に隠匿し置きたるも其の意を果さず

(二) 塚野道雄及林正義は同年五月三日當時道雄方に同居中の佐保市萬津町川原石油店店員豫備役陸軍歩兵少尉岩重徳雄に對し資金を給し、長崎其他に於て拳銃入手に奔走せし

めたるも、遂に其の目的を達せざりしものなり

一方古賀清志は中村義雄と相謀り前示企圖に付き其の實行計畫を樹立せんと欲し、同年三月下旬より之が起案に着手し數次洗練の結果、同年五月十三日一案を得同月十五日に至る迄の間に於て伊東龜城、大庭春雄、林正義及塚野道雄を除く外全部の同意の下に之を決定したり、即ち古賀清志、中村義雄、三上卓、黒岩勇、山岸宏、村山格之、奥田秀夫、池松武志及陸軍士官候補生後藤映範外十名を四組に分ち、上記の武器を使用して同月十五日午後五時卅分を期し第一段に於て第一組は首相官邸、第二組は内大臣官邸、第三組は政友會本部、第四組は三菱銀行を襲撃し、第二段に於て第四組を除く他の三組は相合して警視廳の襲撃を敢行し別に橋孝三郎の一派を別働隊となし、同日午後七時頃日没時を期して東京市内及其の附近に電力を供給する變電所數ヶ所を襲撃せしむることとし之に依り政黨の領袖にして内閣、首班たる者を屠り、君側の奸と目する者を除き、更に政黨財閥打倒の意を闡明にすると共に、警視廳に於て動員せらるべき武装警官隊と決戦して警

察力を破壊し、以て支配階級擁護の任にありとなす警視廳を脚蹙し、其の無力を民衆に知らしめて之が奮起を促し、變電所を破壊して帝都を暗黒化し軍力を以てするに非ずんば克く秩序を維持する能はざるの事態を惹起せしめ、延いて戒嚴令の施行に至らしめんことを期し、加ふるに從來被告等と國家革新運動に従事したる東京府下代々幡町代々木山谷百四十四番地元陸軍騎兵少尉西田税を以て被告等の計畫實行を妨害するものとなし、此の機會に川崎長光をして之を暗殺せしむることとしたり

而して古賀清志は豫め前記武器中

一、手榴彈六個を變電所襲撃用武器とし、黒岩勇の手を経て林正三は之を後藤映彦に手交し

一、短刀六口を變電所襲撃の際携帯すべき武器とし、西田税暗殺用武器として川崎長光に交付すべき拳銃一挺、同弾丸八發及短刀一口と共に之を後藤映彦に手交し

一、殘餘の武器は黒岩勇、中村義雄と共に東京市芝區築町十三番地東京水交社に運搬し内手榴彈二個、短刀一口を三

菱銀行襲撃用武器とし中村義雄の手を経て奥田秀夫に交付

し、其他は同水交社に於て各組別に之を分配したり

斯くて昭和七年五月十五日第一組に屬する三上卓、黒岩勇、山岸宏、村山格之は各自制服を着用し、武器及「日本國民に徹す」と題する機文を數百枚を携帯して陸軍士官候補生後藤映範、同八木春雄、同石關榮、同篠原市之助、同野村三郎と共に同日午後五時頃靖國神社境内に集合して三上卓、黒岩勇、後藤映範、八木春雄及石關榮の五名を表門組とし、山岸宏、村山格之、篠原市之助、及野村三郎の四名を裏門組として二隊に分れ、各隊自動車一臺を使用し東京市麹町區水田町二丁目一番地内閣總理大臣官舎に向ひ、途中各自車内に於て武器を分配し、三上卓は拳銃一挺、手榴彈一個及短刀一口、黒岩勇は拳銃一挺、短刀一口、後藤映範は拳銃一挺、八木春雄及石關榮は各手榴彈一個を、山岸宏は手榴彈一個、短刀一口、村山格之は拳銃一挺、篠原市之助及野村三郎は各拳銃一挺、手榴彈一個を携帯し、表門組は同五時廿七分頃同官舎表門より自動車正面を關前迄乗入れしめ一同下車して直に同官舎

より屋内に闖入し、豫て偵察したるところに依り首相は平常同官舎日本館に起居するを知り其の通路を探索したるも見當らず、一同玄關廣間に於て巡查部長村田嘉幸に出會ひしより三上卓、黒岩勇は同人を脅迫して首相の許に案内せしめんとしたるも果さず、更に後藤映範は恰も同所に來りたる私服巡查に對し同標案内せしめんとしたるに之に應ぜずして玄關外に通るるを見て其の背後より拳銃一弾を被射したるも命中せざりき、其の後三上卓は漸く日本館に通ずる廊下を見出し、同廊下板戸を蹴破りて一同を内部に導き、日本館洋式客間に於て巡查田中五郎に對し首相の所在を亂したる處、其の態度反抗的なりしより之を憤り同人に對して拳銃一弾を放ち其の右胸部より肺臓を損傷して左側腹部に通ずる貫通銃創を負はしめ、因て同人をして同月二十六日同市赤坂區傳馬町三丁目廿番地前田外科病院に於て死亡するに至らしめたり、山岸宏等の裏門組は同官舎裏門附近に於て一同下車し、同門より邸内に進み日本館玄關より屋内に闖入して表門組と合したるが篠原市之助は同玄關車寄の前方に於て附近に居合せたる制服

巡查を威嚇する目的を以て銃口を斜上方に向け、拳銃一弾を發射して之を連走せしめ、其の後同玄關内に止まり外部見張の任に當りしが須臾にして三上卓は遂に日本館食堂に於て首相犬養毅を被見したるより、大聲を揚げて一同に其の旨を知らしめ、首相と共に十五疊敷の客間に至り同室に於て一同首相を取囲み二三問答の際、突然山岸宏は問答無用射てツと叫び、黒岩勇は之に應じて首相の左前方より同人に向け第一弾を放ち、左下顎骨角の直上より顎蓋腔内に入る貫通銃創を負はしめ、三上卓も亦第二弾を放ち首相の右額部耳殼前方より右眼外眥の上方に貫通する銃創を負はしめ、因て同人をして同月十六日午前二時卅五分同官舎内に於て出血に依り惹起せられたる腦腔に因る心臓及呼吸麻痺の爲死亡するに至らしめたり、彈丸の命中したるを見るや山岸宏の引揚の聲にて一同相續て日本館玄關より外庭に出でしが、巡查平山八十松が木太刀を揮つて被告等に立向はんとしたるより、篠原市之助は拳銃を擡して「射つぞ」と脅迫し、黒岩勇は同人に向ひ一弾を放ちて右大腿貫通銃創を負はしめたるのみならず、村

山格之も亦後方より同人に向け一弾を放ち左前胸貫通銃創を負はしめて一同首相官舎裏門を立出て、赤坂區蒲池町に於て二臺の自動車に分乗し、三上卓、山岸宏、後藤映範、石關榮篠原市之助の一隊は午後五時五十分頃警視廳に到りたるも其の豫期に反し廳外平穩にして襲撃の要なきを認め、之を中止して其の儘同市麹町區丸ノ内一丁目十番地東京憲兵隊に自首し、黒岩勇、村山格之、八木春雄、野村三郎の一隊は警視廳襲撃の目的を以て同五時五十分過同廳に到り、表立關車寄に停車せしめて一同内部に闖入し、同廳二階一室の硝子戸を蹴破る等の暴行を爲し、再び自動車に同乗して上記憲兵隊正門に到り内部を窺ひたるも同志未だ自首したる形勢見えざりしを以て豫定外襲撃場所協議の際偶々警視廳より自動車にて同人等を追跡し來りたる同廳警部補新堀虎吉を被見したるより黒岩勇は之に對し拳銃を擡し同警部補の遁れんとする後方より一弾を被射したるも命中せざりき、右協議に依り同市日本橋區本兩替町三番地日本銀行襲撃を決定して同銀行に到り村山格之、野村三郎の兩名下車し野村三郎は同銀行玄關に向ひ

手榴彈一個を投擲して玄關前庭に於て炸裂せしめ、敷石、石段等を損傷して一同憲兵隊に自首したり

第二組に屬する古賀清志は制服を着用し武器及前記機文數百枚を携帶して池松武志、陸軍士官候補生坂元兼一、同管動同西川武敏と共に同四時卅分頃同市芝區高輪泉岳寺境内に集合し、同寺門前茶店力亭車山口彌太郎方二階に於て古賀清志より行動要領を説明し、實行に際しては特に警視廳に取懸を置き、内大臣官邸に於ては門外より邸内に手榴彈を投じて以て同邸を脅し、必ずしも内大臣牧野伸顯を殺害するの要なく直に警視廳に急行すべき旨を語りて武器を分配し、古賀清志及池松武志は各拳銃一挺、手榴彈一個、西川武敏は拳銃一挺坂元兼一及官動は各手榴彈一個、短刀一口を携帶して同亭を立出で、一同自動車に同乗して同五時廿七分頃同區三田臺町一丁目五番地内大臣官舎正門に到り、同門前に自動車を停めて古賀清志、池松武志の兩名下車し清志は同門前より門内に向つて手榴彈一個を投擲し、玄關前庭に於て之を炸裂せしめ板塀等を損傷し、池松武志も亦清志に續いて手榴彈一個を門

内に向つて投擲したるも不發に終り、次で清志は拳銃を擬して同邸に立番勤務中の巡查橋井龜一を射殺し、同人の左肩峰鳥塚突起部に貫通銃創を負はしめ、再び自動車に乗じて沿道に横文を撒布しつゝ同五時四十分頃第三組に稍遅れて警視廳に到着したる處、其の豫期に反して決戦を試むべき警官の集合あらざりしも、同廳表立關に向ひ左側車道に於ける同立關附近の地點に停車して清志を除く外全員下車し、上記計畫に従ひ同所附近に於て坂元兼一及菅動は同廳建物に向ひ手榴彈各一個を投擲せしが不發に終り、西川武敏及池松武志は自動車内なる古賀清志と共に孰れも表立關に向つて拳銃を發射し因て同立關車寄に居合はせたる警視廳書記長坂弘一に對し、下顎部貫通銃創及右膝關節部貫通銃創を負はしめたるのみならず、讀賣新聞記者高橋鶴に對し右下腿貫通銃創を負はしめ、斯くして一同自動車に乗じ同六時頃東京憲兵隊に自首したり

第三組に屬する中村義雄は制服を着用し、武器及前記横文數百枚を携帯して陸軍士官候補生中島忠秋、同金清豐、同吉原政巳と共に同四時卅分新橋驛に集合し、同驛前に於て自動車

車に同乗したるも未だ決行時刻に達せざりしより時間を調節する爲市内諸所を巡り、各自車内に於て武器を分配し中村義雄は拳銃一挺、手榴彈一個、金清豐は手榴彈一個、短刀一口吉原政巳は拳銃一挺、中島忠秋は拳銃一挺、手榴彈一個を携帶した外、忠秋は其の所有に係る短刀一口を所持し、同五時卅分頃同市麹町區内山下町一丁目一番地立憲政友會本部前に到り、義雄は下車して同本部東入口より構内に立入り、同立關に向つて手榴彈一個を投擲したるも、不發なりしより之を拾ひて再び投擲したるに之亦不發に終りしを以て、忠秋は直に下車し同立關に向ひ手榴彈一個を投擲して之を炸裂せしめ正面露天演壇附近を損傷し、同五時四十分頃警視廳に赴きたる處、豫期に反して決戦を試むべき警官の集合あらざりしも同廳表立關前車道に停車し、義雄を除く外全員下車し上記計畫に従ひ金清豐は菅動の投じたる前示地點附近より建物に向つて手榴彈一個を投擲せしが、誤つて路傍の電柱に中り炸裂破り、電線等を損壞して一同再び自動車に乗じ、沿道に横文を撒布しつゝ同五時五十分頃東京憲兵隊に自首したり

第四組奥出秀夫は中村義雄より配布を受けたる手榴彈二個を携へ、同市麹町區丸ノ内二丁目五番地の一、三菱銀行附近に赴き状況偵察の後同區有樂町一丁目二番地美松百貨店屋上に於て同五時卅分頃警視廳方面に爆音の起るを聞き、其の後丸ノ内警察署員の出勤するを見て愈軍部同志の決行したるを察知し、同七時卅分頃再び同銀行に至り、其の西側道路より同銀行構内に向ひ手榴彈一個を投擲したるも同銀行と三菱道場との中間路上に落下炸裂し、同銀行並に同道場の外壁等を損傷して逃走し、殘餘の手榴彈一個は友人中橋照夫の下宿なる東京府下杉並町高圓寺五百十一番地堤次男方に隠匿したり

別働隊たる橋孝三郎の一派は前示計畫に従ひ

一、大貫明幹は後藤因彦より配布せられたる手榴彈一個、短刀一口及自ら購入したる金槌、電線鉄各一挺を、高相澤興一は因彦より配布せられたる短刀一口を携帯し、同七時十三分頃相共に同府北豐島郡尾久町下尾久二百番地鬼怒川水力電氣株式會社東京變電所に到り、明幹は興一をして右

鉄を用ひ同所西側貯水池附定の外柵鐵線を切断せしめたる上、電動唧筒室に侵入し、配電盤施設の冷却用水電動唧筒第二號用三種開閉器を絶縁して右唧筒の運轉を停止し、金槌を以て同第一號用三種開閉器を破壊し、更に興一をして屋外の主要なる變壓設備に向ひ、右手榴彈を投擲せしめんとしたるも同人は明幹が破壊用具を投棄して逃走を開始したるを見て俄かに恐怖心を生じ、右手榴彈を其の場に投棄して逃走し

横須賀喜久雄は後藤因彦より配布せられたる手榴彈一個短刀一口及自ら購入したる手斧、電線鉄各一挺を携へ同七時過埼玉縣北足立郡鳩ヶ谷町三ツ和字畑田二千七百五十番地東京電燈株式會社鳩ヶ谷變電所に到り、電動唧筒室内に侵入し手斧を以て配電盤施設の三種開閉器及電動の配電盤上起動用開閉器に通ずる配線八本を切断したるのみならず、右手榴彈を露天建造物に向ひ投擲して之を炸裂せしめ、因て主要變壓器中性點接地抵抗器基礎の一部を爆

破して逃走し

一、廣五百校は後藤閉彦より配布せられたる手榴弾一個、短刀一口及自ら購入したる金槌一挺を携へ、同七時十五分頃上記尾久町上尾久二番地東京電燈株式會社田端變電所に到り、電動唧筒室内に侵入し、配電盤施設の電動送水唧筒に通ずる三極閉閉器二個を絶縁して右唧筒の運轉を停止せしめ、加ふるに金槌を以て配電盤上電流計四個を破壊し、更に同室内電動機を爆破する目的を以て右手榴弾を投擲せんとしたる際、當直員に發見せられ其の意を果さずして逃走し

一、温水秀則は後藤閉彦より配布せられたる手榴弾一個、短刀一口及自ら購入したる手斧一挺を携へて同七時十分頃同府豊多摩郡淀橋町角番五百八十六番地東京電燈株式會社淀橋變電所に到り、飲用水用唧筒電動機小屋に侵入し手斧を以て電動機配線一本を切断したるのみならず、右手榴弾を冷却塔に向ひ投擲して之を炸裂せしめ、因て同塔東北側板圖の左上角を爆破して逃走し

一、矢吹正吾は後藤閉彦より配布せられたる手榴弾一個、短

刀一口及自ら購入したる金槌一挺を携へ、同七時十五分頃同府南葛飾郡小松川町字下平井二百六十五番地東京電燈株式會社龜戸變電所に到り、電動唧筒室内に侵入し配電盤施設の送水及送水電動唧筒用三極閉閉器四個を絶縁して同唧筒の運轉を停止せしめたるのみならず、同室屋上に向ひ右手榴弾を投擲したるも不效に終りし儘逃走し

一、小室力也は後藤閉彦より配布せられたる手榴弾一個及短刀一口を携へ、同六時五十分頃同府豊多摩郡戸塚町清水川百八十番地東京電燈株式會社目白變電所に到りたるも、變壓に先ち恐怖心を生じて之を斷念したり

前記の如く別働隊の行動は單に變電所内設備の一部を破壊したるに止まり、東京全市は勿論其の一部をも暗黒ならしむるの効果を奏せざりしものなり

而して川崎長光は拳銃一挺、同彈丸八發及短刀一口を林正三の手を経て後藤閉彦より受取り、同日午後七時頃西田税方に到り同家二階六疊の客間に於て同人に面會し、之が殺害の

機を窺ひ、同七時卅分頃税に向つて拳銃六發を發射し、因て右手掌貫通銃創、右前膊貫通銃創、右上膊盲管銃創、右前胸より右側胸部に亘る貫通銃創、及下腹部盲管銃創を貰はしめて逃走したり

被告中伊東龜城は常時入院中に係り、大庭春雄、林正義及塚野道雄は準備不充分の故を以て古賀清志、黒岩勇に對し決行の延期を求めたるも容れられず、爲に孰れも右實行に参加せざりしものなり(陸軍側公訴狀は略す)

被告氏名並に罪名

公判に附された五・一五事件の關係被告は海軍側十名、陸軍側十一名、常人廿名の合計四十一名である、即ち

海軍關係者

- ◇叛亂罪 休職海軍中尉古賀清志(三三) 同 中村義雄(三六)
- 同 三上卓(二六) 整備役海軍少尉黒岩勇(三七) 休職海軍中

尉山岸安(三六) 休職海軍少尉村山格之(三六)

- ◇叛亂準備罪 待命海軍少尉伊東龜城(二六) 同 大庭春雄(二五) 待命海軍中尉林正義(二六) 待命海軍大尉塚野道雄(二五)

陸軍關係者

- ◇元士官候補生 後藤映範(二五) 同中島忠秋(二五) 同篠原市之助(二四) 同八木春雄(二四) 同石關榮(二四) 同金清豐(二四) 同野村三郎(二三) 同西川武敏(二三) 同音動(二三) 同吉原政巳(二三) 同坂元兼一(二三) (全部叛亂罪となつて居る)

常人關係者

- ◇殺人、同未遂及び爆殺物取締罰則違反 愛郷塾山橋孝三(四) 塾教師後藤閉彦(三三) 同林正三(三四) 愛郷塾生矢吹正吾(三三) 同横須賀喜久雄(三三) 同廣五占枝(三三) 同大貫明(三三) 同小室力也(三三) 同春田信義(三七) 元明治大學生奥田秀夫(二四) 元士官候補生池松武志(二四)
- ◇殺人、爆殺物取締罰則違反 眞高根ト與一(二三)

- ◇殺人、爆殺物取締則違反幫助 愛郷塾生杉浦孝(三)
- ◇爆殺物取締則違反及び殺人未遂教唆 元茨城縣那珂郡本米崎尋小校訓導堀川秀雄(三) 元茨城縣準訓導照沼操(三) 農黒澤金吉(三)
- ◇殺人未遂並に爆殺物取締則違反 農川崎長光(三)
- ◇爆殺物取締則違反及び殺人幫助 法學博士、神武會頭大川周明(三) 天行會長頭山秀三(三) 紫山塾頭本間憲一郎(三)
- 尙事件發生直後海軍大尉出崎元武(三) 同 鈴木四郎(三) 機關大尉村上功(三) 海軍少尉古賀忠一(三) 同澤田郎(三) 海軍大尉堀尾治(三)の六氏も横須賀大津海軍刑務所に收容されたが、關係なき事判明して不起訴、釋放、濱氏は神經衰弱のために取調べ中斷となつてゐる、又民間關係者として瀧水要則も起訴されたが昭和七年十二月一日結核性腦膜炎で死亡した。

海軍軍法會議記錄

海軍側第一回七月廿四日午前九時廿六分横須賀鎮守府軍法會議所に於て、裁判長海軍大佐高須四郎、判士海軍少佐大和田昇、同大尉藤原勝夫、同木坂義胤、法務官高瀬治、檢察官山本孝治、官選辯護人塚崎直義、清瀬一郎、福田庫文、司、林逸郎、稻本錠之助、特別辯護人海軍大尉朝田肆六、同中尉淺水河浪氏等出廷して開廷、裁判長は開廷を宣し、被告の身元調べを行つた後、山本檢察官が公訴狀を朗讀、高法務官の事實審理がはじまる。

古賀中尉の陳述

高法務官はリーダー格の海軍中尉古賀清志を起させて家族の模様から、同志と知り合ひになつた経緯を訊ねる

問 大川とは同志の關係になつてゐるか

答 同志と云ふよりも同志の先輩として師事してゐる

問 大川から拳銃、彈丸を受取り今回の事件では餘程援助を受けてゐるね

答 さうです

問 頭山との關係は?

答 同志の気持ちで交はる様になつたのは昭和七年二月日召

の紹介を受けて上野で會つた後である

問 今回の事件で援助を受けてゐるか

答 餘り深い關係はない

問 本間との關係は?

答 霞ヶ浦航空隊に來てから將校と一緒に時事問題の話をした時である

問 西田とは?

答 大正十四年大學寮に初對面をし同志となつてゐたが今回の事件では反對の立場に立つた、それは吾々の決行を妨害

してゐると思つたからだ

法務官は重ねて日召との關係を質せば

答 井上とは昭和五年以來の知合であるが同人は民間の中心人物となつてゐた

問 權藤成郷との關係は？

答 昭和六年十二月上京して四元に伴はれ同人邸を訪ねた、

目的は同氏の話をきく爲めで社會の缺陷について話があつた

問 その他に同志はないか

答 陸軍方面にある

愈々事實關係の訊問に入り兵學校で入院中藤井少佐が見舞に来てくれて庭を散歩し乍ら白色人種の横暴を懲らす爲に大アジア主義聯盟を作る必要があると説かれ共鳴した、その他は安岡、大川氏等から思想上の影響を受けたが就中安岡氏の警書「日本精神の研究」には動かされた、大川氏著「明治維新の志士」「復興アジアの研究」にも動かされてゐる、兵學校卒業後影響を受けたのは頭山翁の述べられた大西郷遺訓で

『金もいらぬ、命もいらぬ』と説いてある、又西田税から頭山翁の斬奸狀を貰つたが之にも動かされた、北一輝の「日本改造法案」も讀んだ、と思つた源を明かにし決行動機に及んで『兵學校卒業後王師會を造つた、國家革新をやるには先づ部内から革新しなければならぬ、同期生十数名が集つたが龍頭蛇尾に終つた』と陳述、ロンドン條約に憤慨した點につき、若槻全權が首席全權であつたが、海軍側全權財部大將は薩摩の流を汲むものであるから特權階級に屈したものと考へた

問 同問題が今回の事件に影響してゐるか

答 ロンドン條約は特權階級の傀儡に過ぎないと思つた、我々は財部全權が軍部を代表して起つた以上部内一致の意見を通せばよいと思つた時裏切られたので軍部は特權階級財部に依つて左右される事を知り遺憾に思つた

問 昭和五年暮から六年初めまで奥の岩波方に同志と合宿したか

答 村上、大庭、中村等と合宿して居れば便宜なので集つた

具體的な相談としては井上の八月テロ計畫の軍資金調達を相談し、四月に上京して金鎖學院に集つた

問 八月テロの内容は

答 避暑地を狙つてテロをやらうといふことで計畫したが未遂に終つた、参加した海軍側同志は山岸、伊東、村山、大庭、村上、自分であつた。

次で再び權藤を訪問した後、驅逐艦敷波に乗組中、海軍及び民間同志で前衛隊を作り

一、一人一殺主義のテロをやる

二、新聞社、變電所等の標的をやる

三、警察力を破壊して帝都の恐怖時代を作りあとから陸軍が立つて權藤テーゼによる新政治を樹立しよう

といふ私案を作り藤井、山岸、伊東、村上等に提示して意見を求めたこと、陸、海軍民間側同志と會合して協議した顛末、陸軍側が加はつた協議會の趣旨は徹底しなかつたので更に井上日召を中心とした海軍側同志の協議會を開いた経緯を述べて

問 井上は海軍側の同志であつたか

答 藤井と井上が中心のやうになつて居た

問 藤井と井上は同志等を指導する立場にあつたか

答 對等の地位である、われ／＼の間には主従の關係はない
(以下傍聽禁止)

第一次計畫から第五次計畫まで

【海軍側第二回七月廿五日午前九時開廷】 古賀の訊問を

進行し、愈々海軍側被告が中心となつて五・一五事件の計畫を進めるやうになつた事件の本體に觸れ

問 陸軍側との交渉経緯は？

答 最初西田税に話したがハッキリと賛成しなかつた、然し自分は陸軍側同志が少しでも入つてくれればよいと考へ大村聯隊に訪問して勸誘したが、時機尚早の故を以て斷られた、そこで已むなく士官候補生を参加せしむる事になつた
問である

次で三月廿一日大久保百人町二七一藤田方池松武志の下宿に海軍側古賀、中村と陸軍側士官候補生池松、坂元、藤原、八木、石川、野村、西川、金其の他の同志が集まり實行協議をした時の模様につき

問 その時の話は何?

答 私から國家改革の必要を説き身を以て實行せよと云つたら士官候補生は立ちどころに賛成した、そこで武器は我々の方で調達し大川周明、橋孝三郎等の應援を求め愛病塾生等も別に出させる手筈であつた

問 アロの目標は?

答 特權階級を打破し政治改革をやらうといふのが目標であつた、〇〇〇〇〇〇の否認もあつた

陸海軍の完全なる提携が成つて四月八日に至り古賀中尉は村山、山岸等にその旨を話し同志の糾合聯絡を依頼したところ賛成の返事が来た、これより先、頭山秀三に拳銃調達方を依頼したが見込がつかなかつたので更に本間憲一郎に三十挺の調達を依頼した點に及び、

問 本間には破壊行動を告げられたか

答 別に話さなかつたが、知つて居た筈である
三月廿七日中村と共に大川周明氏を訪問し古賀より血盟團は檢舉されてしまつたから今度は軍人のみで四月中頃から五月上旬を期してアロをやる考へだから、拳銃と資金を調達してくれ、事前にバレル標なへマはやらぬ、發覺しても先生には關係がない事になると依頼した所大川氏は拳銃は次の日曜日に渡す、資金はいくらでも出す旨を答へた點を豫審の調書に基いて質され『その通り間違ありません』と答へる、次いで頭山秀三や陸軍側の同志坂元、後藤、中島候補生等と會合し血盟團の檢舉によつて海軍側も大分あぶなくなつて来たから若し海軍側が檢舉された場合には陸軍側だけでやつてくれまた名士の會合がある場合事前注意して貰ひたいと話し陸軍側との提携結束を固めたことを述べ、古賀中尉は『事件の根本精神について述べたい』と前提して『私共は餘り判然とした指導精神といふものを持つてゐない、然し破壊の後には何物かが建設されるだらうといふ漠然とした考へでやつた

調でもない、陸軍の〇〇〇〇以後戒嚴令が布かれて軍政府が樹立される必要がある事を痛感した、又兵農一致が精神で軍人と農民の提携一致を策した、軍服を着てやつた譯は我々は陛下の赤子であるからである、決行の計畫は戒嚴令が布かれる爲にその前に恐怖状態を出現する必要があると考へたので特權階級打倒が目標であるからさういふ人の邸内などには特に注意してゐた』と叫ぶ

問 被告と中村はどちらが指導關係にあつたか

答 私が立案したものに中村が無條件で賛成しました

問 立案は一緒に相談したのか

答 大體私の獨断で立案しました

第一次計畫では首相官邸、内大臣官邸、政友會本部、民政黨本部、工業俱樂部、華族會館を襲撃した後、警官と決戦し戒嚴令を布いて軍政府を樹立する考へであつたか、と訊ねる

答 その通り私が立案して中村が同意しました

此計畫實行について大川周明氏から金一千五百圓、拳銃五挺、彈丸二十五發入り五個を受取つた顛末を豫審調書通り認

めて

問 第一次計畫を士官候補生に傳へたか

答 三省會で中村と共に坂元候補生に話して何時でも集まるやうにしてくれと云ひ、偵察の資金として百圓渡しました

問 當時同志から實行賛成の返事をうけてどう感じたか

答 大體賛成の意を表したものと考へた

問 地方同志の意見は立案の考慮に入れたか

答 勿論入れませんでした

四月十日頃橋孝三郎の知人代議士より傍聴券を入手し民間同志に標榜を興へ内部より開會中の議會を襲撃し軍人側は外部から呼應して起つ第二次計畫を立て橋及び池松は當時民間陸軍側同志にも通じたが開會開會の時期が不明であつたのと事件發覺の恐れがあり時を早める必要に迫られ中止したとて第二次計畫の内容を述べる、

問 四月十六日愛郷塾を訪問したか

答 議會襲撃計畫實行の相談に行きました

問 同月廿四日中村と共に明治神宮外苑で池松及び坂元候補

生と會つた時の模様は？

答 議會襲撃が目撃であること、西田に知らせると妨害される恐れがあるから絶對話をせぬことを話し士官候補生が兩鮮旅行に出かけることを聞きました

同月廿七日頃中村と相談して第三次計畫を立てた點は新聞に首相官邸でチャップリンの招待會があるといふ記事が出て居たので其處を襲撃すれば同時にチャップリンを襲つて日米間の問題を起し襲撃計畫の目的を果すだらうと考へ、翌日この事を黒岩、橋、後藤、林(正三)等に傳へたが歡迎會の時間が不明だったので中止した、と述べ

橋に會つて川崎長光をして西田を暗殺せしむべく依頼した事に就いて「西田は井上日召と對立關係であつたばかりでなく吾々と思合はず何時かは清算される運命にあつた、それで自分の單獨意思で殺害を決意したのだ」と語り、變電所襲撃は帝都に恐怖状態を出現するので最も効果があるものとして橋等の別働隊をしてやらせることにした事を陳述し
同 四月廿九日大川を訪問した時の模様は

答 軍資金二千圓を受取り、同志の安全な宿舎を世話されるやう頼んだが、龍名館外二ヶ所の旅館がよいと教へてくれました

古賀中尉の陳述は第四次計畫に移る
同 五月一日頃第四次計畫を立てた、その内容は前衛隊を三組に別ち一組は首相官邸、二組は内大臣官邸、三組は工業クラブを襲撃しよう、而して一組、二組はその後警視廳を襲撃した上で、憲兵隊に自首し、三組は戒嚴令の布告に努力する、集合場所は決行三時間前、一組は靖國神社、二組は泉丘寺、三組は楠公銅像前に集まるといふのであつたか

答 その通りであります

然るに林中尉から暫く待てといふ電報が来たので第五次計畫を立てることとなつた事を答へる(襲撃場所、集合場所等は公訴狀通りに付き略)

答 實行には自動車を使用すること、武器の受授に自動車ですること、集合場所では知人の如く装ひ他から怪しまれない様にする、統制は年長者においてなし絶對服従の事

等計畫内容を詳細に陳述し

同 首相官邸を狙つた理由は

答 政黨の總裁で内閣の首班たる首相を倒し、権力の中樞に向つて攻撃し政治權力に對する闘争の意思表示をする爲めでありました

同 首相その人を殺す心算もあつたか

答 無論あつたが、個人としての怨はなかつた

同 内務大臣官邸襲撃の目的は

答 君側の奸を除く心算だ、牧野内府は北海道御料場拂下げで東久世と共に私慾を計つたそれは不都合であつた、おまけにロンドン條約上問題で政黨財閥の傀儡となつたからだ

同 政友會の襲撃は

答 政黨打倒の意思表示だ、民政黨を襲はなかつたのには理由はない、政友會を代表的政黨と考へたからだ、政黨人は議會中心で日本をして東洋のイギリスたらしめてゐるやうだがこれは不都合だ、何となればイギリスでは統治權は議會にあるが日本では天皇の外にない、議會中心云々は日

本に於て云はるべきことではない、自分は政黨が國民の意思の表機關であることは認めるが、今日の政黨は、憲法を無視して黨利黨略に没頭してゐる、我々の見た所一方に偏して中心を失つてゐるやうです

同 三菱襲撃は

答 財閥打倒の意思表示だ、財閥は資本主義の產物で黨利以外に何もものない、今日の財閥は私利私慾をむさぼり貧富の差が出来て人心が悪化して行く、これは憂ふべきことである自分は經濟力にも國民が一層權力を得る必要があると思つてゐる、財閥は結社で貧富の差があらゆる犯罪の原因にもなつて居り打倒すべきものだと思つてゐる

同 警視廳襲撃の趣旨は？

答 警官は本質的に我々と同じだが實際に於ては特權階級の擁護機關となつてゐるからこれをなくする事が支配階級として恐怖せしむる趣旨であるが直接的には戒嚴令の布告を誘導するためであつた、吾々の方で少し犠牲を拂へば目的を果す事が出来ると考へた、又之に依つて警察力の無力が

判れば國所轉起を見ると考へたからだ

問 被告自身が第二組に入った理由は？
答 別のない首相官邸に主力を注いだからです

第二組の牧野内府邸襲撃模様

〔海軍側第三回七月廿七日午前九時開廷〕

問 短刀入手の目的は？

答 拳銃の不足を補ひ、決行に使ふつもりでした

問 七年五月十三日土浦町山水閣で會合したか

答 午後六時頃、中村、奥田、池松、後藤などが集合した、

十五日決行の時刻を定めるためであつた、尙士官候補生と

連絡を取る目的があつた

古賀中尉は一同に五月十五日決行計畫を示し、時刻は士官

候補生が六時までに歸校しなければならぬので午後五時半と

決めた、變電所襲撃は午後七時頃、三菱は本店でも銀行でも

好きな方をやつてくれと言ひ渡し、後藤を別室に呼んで別働

隊が使用する武器を渡した旨を述べ、翌十四日には午前中平

常の如く課業を済まし午後二時廿六分土浦で上京上野驛に

着いたら黒岩が迎へて来てゐたので自動車で水交社に向つた

水交社では七號室を中村と二人で借受け黒岩から佐世保方面

の状況を聞かされて決行時期を延期しなければならぬかも知

れぬと思ひ池松に對しては時刻を變更するかも知れぬと云つ

たとて決行前に至つて再び迷つた模様を具さに述べ、その事

で黒岩に叱言を云つた、決行の十五日に期日を變更に付いて

池松が確めに來たが、矢張り豫定通り十五日に決行する旨を

告げた事實を認め

問 川崎は何のために被告に會ひたかつたのか

答 あとで判つた事であるが川崎は西田の暗殺を引受けるの

は大死だから不服だ、といつて自分に會ひたかつた由です

然し川崎に會へば事件發覺の虞れがあるといふので後藤の

忠告で會ひませんでした

問 後藤に軍資金をやつたか

答 二百圓渡しました

問 山岸に金を渡したか

答 軍資金が餘つてゐるからやらうと云つたら、弟の學資に

でも貰はふといふ意味の事を答へたので一千二、三百圓渡

した

問 水交社を出設した時刻は

答 第一組三上、黒岩、山岸、村上と三時十五分頃相前後して

出設した、

圓タタを拾つて集合場所である泉岳寺に赴き、士官候補生

と落ち合ひ、更に當日の牧野内府邸に於ける行動要領を示し

た點に付いて行動要領は内府邸では私と池松が自動車から下

りて爆弾を投げ直ちに警視廳に行くと言ひました、池松はな

ぞ暗殺をやらぬかと反問しましたが、今日の重點が警視廳と

の決議が主で遅れてはいけなからとやめました、茶店を出

てから圓タタを拾ひ一同で同乗、昭和通りから聖坂を上り爆

弾の用意を整へスローを命じ池松に巡査が立つて居るが牧野

が居るのではないかと尋ねた所同人は巡査は前から立つて居

ると答へた、候補生等が内府を殺さなければ意味をなさない

と不服の色を浮べてゐたので暗殺を決行すべきか否か心が動

搖して來たが豫定通り決行する覺悟を決めた」と述べ

問 牧野邸前に於て取つた被告の行動は？

答 私は自動車が邸前を少し行き過ぎてから運轉手に停車を

命じ池松が先きに半身を乗出し自動車が停まると警官が寄

つて來たので邪魔になるから私は射て／＼と命じました

問 射殺するつもりであつたか

答 殺害の氣持ちはなかつたが倒れる者があつても已むを得

ないと思ひました

問 被告はどういふ行動をとつたか

答 立脚前に走り寄つて手榴弾を投げました

問 如何なる目的で？

答 それは威嚇のつもりでありました

問 警官に對して拳銃を發射したか

答 警官があとからついてくるので發射しました

問 其の後の行動は？

答 私に對して池松も手榴弾を投げましたがそれは不慮に終

りました、それから一同で自動車に乗つて二、三百枚ビツ
を撒きながら警視廳に向ひました

問 警視廳に着いてからは?

答 私は警視廳はさぞ動揺してゐるだらうと思つて来たが格
別てんな様子はなかつた、前方の自動車から候補生が降り
て爆弾を投げてゐるので初めて同志が来て居る事を知りま
した

問 警視廳がどんな様子になつて居る事を豫期して来たか

答 四ヶ所の襲撃場所から電話に依つて通報され非常召集が
行かれて居るだらうと思つて来たのに豫期に反したのです
それが抑々失敗の原因だつたのです

問 非常召集されてゐたらどうするつもりであつたか

答 勿論殺戮をやつても警視廳の手に捕まらない覺悟でした
問 被告はどうした?

答 私だけ自動車に残り同車候補生を下車せしめて爆弾を投
げさせました、先づ池松が投げましたがそれけ電柱に當つ
て炸裂しました、續いて坂元が二階に投げたもの及び首が

投げたものは共に不設に終りました、私は警視廳の裏門か
ら入つて廳内の治安を擾亂するつもりであつたが自動車か
停車すると同時に駆けつけた巡查がどうしたのですかと馴れ
馴れしく聞いたので射殺しようといふ心がにぶり銃口を外
らしました

問 その弾丸が警視廳の玄関の方に飛んだのか

答 さうだらうと思ひます、それに續いて池松と西川が玄関
を目がけて射射しました

問 その時立關には大勢の人が居つたか

答 大勢居りました、大部分は警視廳の人だらうと思ひまし
たが、中には新聞記者も居つたと思ひます

問 警視廳書記長澤弘一、讀賣新聞記者高橋鏡が怪我をした
が誰の弾丸があつたか判らないか

答 勿論、私の弾丸もありますが判りません
問 それからどうしたか

答 私は今度の計畫が失敗に終つたことを知つて候補生など
が廳内に進まうとしたのを拳銃を上げて止めて引揚げ、憲

兵隊本部に自首しました、自動車の中で池松が民衆黨本部
に行かうと申しましたが計畫が失敗に終つたので代議士の
一人や二人殺つても何にもならないと思ひ止めました、途
中坂下門から澤山の自動車が出て来たのでその中に牧野内
府が居つて殺すことが出来れば、同志に對する申譯になら
うと思ひましたがこれも不能に終りました

古賀清志中尉その心境を語る

古賀中尉はこの事件に關する現在の心境に就いて「この事
件を決行するに當り計畫阻斷を來し、大正十四年以來狙つて
ゐた、君側の奸牧野内府を倒し得なかつたことは私一代の不
覺であります、また川崎長光をして西田を殲し得なかつたこ
とも不覺であり、其罪萬死に値する、批判批評は後世の史家
に待つ、事件に關する私の心境は以上の通りであります」間
明に軍人口調で答へ終る
問 もう一言將來の覺悟は?

答 事件後、過去の私といふものを批判したが過去の見聞は
不十分であり偏してゐたと思ふ、しかと救國済民の志は七
轉び八起き、どうしてもやりたい、滿洲國の状態を見る時
は殊に然り、然るに政黨政治家は特權階級と結託して私利
私慾を圖り特權階級も統帥權で大權干犯をなし軍部もその
本意を覆却して居るのを思ふ時、中大兄皇子をならつて君
民一致の政治に改めなければならぬと思ふ、私は軍人とし
て軍規を冒し、國民として國法を冒したものである、これ
は國法に照して秋霜烈日の如き斷々乎たる御處断を願ひた
いものと思ふ、了り

この時高法務官が「裁判官としての取調は終つたが檢察官
の方からのお尋ねは」と促し、山本檢察官「非合法手段には
暴力その他のものを含んで居るか」と問ふ

答 勿論含んでゐます、但し王師會當時には暴力は含んでゐ
なかつた

問 暴力を手段として選んだのは何時頃か

答 昭和五年七月井上日召と會見して以來香榎濠米會合の時

から明瞭に暴力を含んだ、その理由は現在社會の困憊と云ふものは支配階級の墮落に依ると認められたが権力階級を倒すには暴力を以てするより外ないと考へた次第です」

問 すると日召の感化に依つて暴力を用ひる事になつたのか

答 私としては暴力使用は兵學校時代から醸成されてゐたので日召の感化とはばかりとは云へないでせう

問 佐世保の僚友は時期尚早の故を以て反対して居るといふことを聞かなかつたか

答 聞いて居ります

問 村山を首相官邸の裏門に廻した理由は?

答 村山は始め牧野内府邸に向ひたいと云つたが佐世保の同志の來ない事を知つて狼狽して地方から來た者は全部首相官邸に廻すことにしたのです

問 憲兵隊に自首したことに意味があるか

答 檢察官の手に捕まることは軍人として恥辱であると考へたからです

問 改造の主體となる者は誰だと思つたか

々々は誰々と思ふか」と問ふ

答 若槻全權、濱口總理、牧野内府、鈴木實太郎、財部

谷口尙眞で財閥が之に結束したと思つてゐます

問 持權階級の代表人物は?

答 牧野内府、西園寺公望、徳川公等です

問 西園寺公に對する考へは?

答 老公は政黨出身の人で政黨の事より外には考へない人だと思ひました

中村中尉の陳述

【海軍側第四回七月廿八日午前九時開廷】前回は古賀中尉の審理を終り、當時古賀中尉と共に霞ヶ浦航空隊に所屬して

事件謀議に參畫し實行に際しては第三組の首班となり政友會

本部を襲撃した休戦海軍中尉中村義雄(三〇)事實調べに入る、

同志との關係について順次に述べ

問 初め同志であつた西田が反對の立場に立つた關係を知

答 吾々の行動の結果として戒嚴令が布かれたれば陸軍の同志

によつて改造が斷行されると思ひました、さうして民間同志も呼應して斷起すると思つてゐました、頭山秀三は非台

法手段に依つて吾々の行動を援助するであらう、大川周明は吾々の後から起つてあらうと考へてゐた

問 襲撃の當日内大臣は官邸に居ると思つたか

答 私は居られないだらうと思つてゐました

問 橋一派の變軍所襲撃は輕率に考へてゐたと思ふが如何

答 その通りであります

問 橋は事件決行前滿洲に逃げ出した如き感があるが如何?

答 私は滿洲に逃げて再舉を計るやうに聞いてゐたから差支へないと思ひます

問 最後に被告は日召の感化を受けて改造の捨石となる氣へを受けてゐたのに憲兵隊に自首した理由は?

答 それは憲兵隊に行つて〇〇との關係を暴露しその斷起を促したいと考へたからであります

心算して林房蔵人起ち『ロンドン條約で八權十犯をやつた人

つてゐるか

答 西田とは昭和三年四月古賀の紹介に依り知りあつたが七

年一月井上日召の失言を捉へて問題としたばかりでなく、

その前から態度が曖昧で事件計畫を憲兵隊に知らせたやうな事もあり、開動家や決行阻害の虞れがあつたからだと思ひます、海軍側の中心は藤井少佐と民間側の中心は日召であつたが日召は海軍側に對しても深い關係をもつてゐたので私の考へる所では寧ろ日召の方が指導的立場に在つたやうに思ふ、殊に藤井少佐戦死後は古賀中尉を指導した

問 彌藤成郷から話を聞かされて被告はどう感じたか

答 大化の改新の中大兄皇子にも等しい改革をやつて現代日本を教ふ必要があると思ひました

問 彌藤成郷を同志と思つてゐるか

答 精神的には相通する所があると思つてゐます

問 少尉候補生時代に影響を受けた問題があるか

答 あります、當時宮中の重臣等が北海道で御料林問題を起

したので之を憶北一輝の日本改造法案をよんで考へる所

がありました。又練習艦隊に乗組んで南洋羣島等に航海しました。が到る所で白人種の横暴を見受けました。殊に濠洲は土地廣大で人口稀薄なるにも拘はらず白濠主義を取つて東洋人種を一切入れない方針をとつてゐるので日本は從來の軟弱外交を捨て、アジアの盟主として白人種の横暴を目醒めさせなければならぬと感しました。一方社會に於ては勳章懸獄その他疑獄事件が續發し民心の悪化を憂ふべきものがあると感しました。民政黨は議會中心主義を唱導したが元來議會中心は鎌倉幕府の如く建國の大本にもどるもので斷じて許さるべきものでないと感じたのであります。それからロンドン條約問題が起つたがこれは私に決定的の考へを與へたものであります。我國の特權階級は何故〇〇の前に屈服したのであらうか、海軍大臣が〇〇の前に屈服するやうでは國軍の意氣にも影響する、これは海軍大臣に政權慾があつたため海軍は眠つてゐると考へた。同問題に對する樞密院の態度にも不満を感じた、その年の十月吳に旅行した際『日本青年將校に檄す』と云ふ手紙を

受取つたがそれには『ロンドン條約が締結されたのは青年將校が眠つてゐるからだ』と書いてあつたので最早ヤヂツトしてゐる場合ではないと考へたのであります

外道の姿にかへて祖國を救ふ

問 三月十九日頃古賀と同志聯絡の分擔を極めたか

答 愛郷塾は古賀、奥田、長野朗一派と私、大川と頭山の方は二人のうち一方が聯絡を執ることに古賀の發案で決めた

問 決行の時期は?

答 四月下旬か五月上旬かこれも古賀の發案に依つて決めた。血盟團の効果が醒めないうち成るべく早くやりた。と云ふ吾々の考へでありました

問 三月二十三日麻布三聯隊の安東中尉を訪問した理由は?

答 なるべく陸軍部内の者を参加させたいと云ふ古賀中尉の希望で大倉、安東兩中尉に交渉したところ、陸軍側の態度

はまだ決らないが『士官學校生徒に連絡を取つてやるからこの次の日曜に來い』といはれたので三聯隊に安東、村中外一名の將校並に坂元候補生を訪ねたが依然として態度曖昧でありましたが坂元から共に起ちたいとの決心を聞かされました。陸軍將校は尙も反對するので『驟進でも衆生を救ふためには外道の姿になり下がると云つてゐる、自分等は外道の姿になり下がつて日本を救ふ積りだ』と答へて別れました。陸軍側との交渉はその程度であります

【海軍側第五回七月卅一日午前九時開廷】 中村大尉を起立せしめて昭和七年三月廿六日農民黨の長野朗を訪問した願末から質し、長野を訪問したのは古賀の意見である、長野は茨城、長野、新潟三縣の農民を糾合すると申しました、と答へる。

問 三月廿八日から卅日までの間に亘つて古賀と共に第一次計畫を立てたやうであるがそれを認めるか

答 立てました

問 その後五回に亘つて計畫を立てゝゐるが、その點古賀は

計畫を立てたのは主として自分で中村はそれに對し賛成した、と答へてゐるが如何?

答 立案に際して私の意見は採用されてゐないが賛成の意を表はしました

問 今度の實行に當つて被告は自ら偵察の任に當つたか

答 四五月の候にかけて首相官邸を四回、内府官邸を一回、議會、政友會本部、民政黨本部を各二回その他工業クラブ等を偵察したが外部から出入口警備状態を見ただけで内部の状況はよくわかりませんでした

問 偵察したのは被告の發意に依るのか

答 私の發意で古賀とは相談して居りませぬ、土曜、日曜に上京して調べたのです

長野朗との交渉は農民軍の議會請願に轉じて行つたことを明かにし、越えて四月廿七、八日頃第二次計畫、所謂首相官邸に於けるチャップリン歡迎會を襲撃する第三次計畫に變更したがこれは滿洲から歸つて來る士官候補生が直ちに富士裾野に於ける演習に参加するため議會襲撃がむづかしくなつた

の歓迎會を慶賀すれば十分に目的を達するし、維新當時高杉晋作がイギリス大使館を狙つた故習に倣つてやらうと云ふことになつた古賀の發意であるが自分も以心傳心で心から賛成した、と詳述し、第四次計畫の内容は古賀の陳述と同様に認め、佐世保同志を訪問して歸つた黒岩から鈴木四郎、塚野道雄等は自演論を唱へて居ることを聞かされ「不安になりました」と答へ、五月十日山水閣に於いて奥田と面會したところ十五日は日曜日で工業クラブには誰も居ないから三菱か三井銀行に行つたら何うかと云ふ意見が出た、その翌日古賀は佐世保の林から「延期せよ」と勸告して來た電報を示したがその機を外したら見込がなくなるので在京部隊だけで決行しようとしたと進めた経緯を明かにし、又翌日土浦町來栖方において所謂第五次計畫を立てた事を認め「前日古賀とこの度の事件は大化改新と同じ気持ちでやつたと述べたが私の気持は彼とは多少違つてゐます、即ち明治維新に櫻田門の事變が起りましたがそれと同様この度の事件決行に依つて多数の國民に〇〇の必要に迫られて居ることを自覺させることを目的とした

のである」と答へる

問 内閣を倒せば、その次には如何なる内閣が出来ると思つたか

答 平沼氏と荒木陸相を中心とした聯立内閣によつて歐米模倣から離れた制度の改革よりも精神を主とした即ち大和魂を基調とした政治が施されるだらうと思ひました

問 政黨打破の理由は?

答 政黨は政治を幕府政治に還元するものだと思ひました、又内閣毎に朝鮮總督府より巡査にいたる迄代りこれは天皇中心政治を嚆矢するものであり許す可からざるものである、又選挙の度毎に財閥の援助を受け國政を紊して居るその例は金解禁や生絲補償法案について見ることが出来る、私は汽車の中で大阪の商人から井上蔵相は上に薄く下に厚い増税を考へて居る、こんな事では近く革新が起るだらうと云ふ事を聞かされて憤慨した一方小川鐵相、小橋文相等疑獄事件に連座した者があり、政治家に於ても國家百年の大計を考へて居る者は一人もなく、刻下の重要問題に付て

も政友會並に民政黨は重大政策は毫も掲げてゐない、これ即ち政黨のその日暮しを立證するもので信用する事が出来ない、依つて政黨打倒の意思表示を決意したのであります

問 三菱銀行の慶賀は

答 財閥打倒の意思表示であります、日本の財閥は營利主義のみを目的として居るユダヤ人の如きものである、その一例は滿洲事變が起きて國民が舉國一致の努力をなして居る際三井、三菱が滿洲の豆粕を獨占し爲替變動に應じて農民に高く賣り付けて居る、又常に國家の利益を思つて居る様に公言して居るが事實はこれと異り特權階級と結託して富を重ね益々貧富の差を甚だしくしてゐる國家の健全なる發達を見るには中産階級の保護が必要である、ナポレオンもこの點に留意し各國の政黨もさうなつて居る過去の歴史に見ても國政の弊害は政治家と財閥の結託に基因してゐるから是非とも打倒しなければならぬと思つたのであります

問 第二段に於て警視廳を襲撃した理由は?

答 警察力を破壊して治安を紊し戒嚴令の布告に導く積りで

あつたが、又一方に於て現在の警察は陛下の警察ではなく特權階級政黨財閥の擁護機關に過ぎない、これは權階級の下女から聞いたことであるが、團が暗殺されて以來權階級に張り込んで居た私服はこの寒いのは何時まで立つて居てもつまらない、歸れば三井から金が來て居るだらうと私語して居たさうである、警視廳襲撃の理由は大體以上の通りであります

第三組の政友會本部襲撃模様

事件決行の十五日には吳服權龍名館に於て徹夜を作成し三上、黒岩を先頭に横須賀組の山岸、中村、村山少尉等も水交社に集まり勢揃ひが出来たので陸軍側候補生が果して参加するか否か不安があつたが、午後四時頃水交社を出発芝公園を廻つて第三組の集合場所と指定された新橋驛待合室に來たところ中島、金清、吉原の三候補生が集つてきたところまでの事實をスラ／＼と認め、市内をドライブするからと運轉手

に十圓札を渡し日比谷公園から神宮外苑を過つて政友會本部前まで来たが、時間が五時二十分前で早過ぎたので銀を廻つて政友會前に引返した迄を語り、

答 私 は自動車を降りて正面玄関下に向つて手榴弾を投擲しましたが不發に終りましたので、更に今一度拾つて投げました併しこれも不發に終つたので涙を吞んで引上げようとしたところ中島候補生が「やりませうか」と申しましたので「よし、やれ」と命じ、同候補生が投げたところ車寄の前方に炸裂しました

問 手榴弾投擲の目的は？

答 政黨打倒の意思表示をすればよいので人に危害を加へようとは考へませんでしたが若し人が出て来て危害を加へてもそれは仕方がないと思ひました、それから省線ガードに沿つて有楽町から左折し警視廳に行つたが案に相違して非常呼集等の模様もなく玄關には唯一人の巡査が呑氣さうに立つてゐたので草ッ原に於て決戦を交へる計畫は畫餅に歸した旨を述べ

併し警視廳に對する攻撃の意思表示だけはしなければならぬと思つて金清、吉原兩候補生を下車せしめ手榴弾と拳銃を發射せしめましたが電柱とガラス窓を破壊したのみでした、茲に於て計畫が終つた事を知り一同ピラを撒布しつつ憲兵隊に自首したのであります

これに實際行動の訊問を終り高法務官は「事件決行の動機に付て更に一括して申述べるか」と訊ねる

答 前述べたところで盡きてゐるから別に申述べることはありませぬ、今回の事をなした動機は目的に就いても前に述べた通りです、昭和六年以來所謂外道になつても目的を達しようと思つたにも拘らず失敗に終りましたは残念である上陛下に對し奉り又上司に對しても申譯がないと考へて居ます、國法を犯し軍規を紊した點は嚴軍御處断を願ひます

問 將來に對しては如何なる考へを持つて居るか

答 三千年の光輝あるわが國の歴史に鑑み大楠公の如く七度人に生れ變り國賊を亡ぼさん考へてあります
と聲を張り上げて叫ぶ

三上中尉の陳述

【海軍側第六回公判は八月一日午前九時開廷】 第一組の首班として首相官邸を強襲し黒岩少尉と共に犬養老首相に致命の銃弾を見舞つた元妙高乗組三上卓二中尉の調べに入るロンドン海軍條約の統帥權干犯問題から若槻全權を醉ッぱらひ若槻とこきおろし、財部大將を「歐米クンダリまで鹹くちやのカカアを引具して共に軟弱振りを發揮し國威を失墜したことは想像以上のものがあるのであります當時私は緊張して居り新聞記事を記憶してゐますがアメリカのスタムソン國務長官が「吾々の思ふ通りの比率を押付けて日本に承諾させた貧乏國でも製鐵競争を押へることは出来ないが日本も吾々の前に屈服させた脱附して敬禮をする」と演説してゐたのであります、私はザマを見ろと嘆じたのであります」と一轉して言論機關の態度に付て難じ攻撃し

私は草刈少佐の車中自殺に付ては下關に財部を刺さんとし

て警戒嚴重のため果さず歸途に於て自決したと云ふのが真相であり又斯くあるべきであると確信したのであります遺書は見ないが軍人が國政を談する時に國家は滅亡する補正成や保元の亂に言及し財部を引削道鏡に例へ、和氣清原を以て自任すると書かれてあつたさうであります、墮落せる財部、腐敗せる政治家特權階級、君側の奸等の結託が草刈少佐の死の原因であります、これが神經衰弱として取扱はれたのは海軍の秘密主義の餘りに大きな一の犠牲であります

斯くて三上中尉は海軍の悪口ばかり申して申譯ありませんがと前提して谷口軍令部長の自衛運動を難じ「私の見るところでは谷口は部内に於ける最も不適當な軍令部長である、陸軍は現で措いて山本權兵衛閣は如何に我が海軍を毒してゐるかといふ點に於てこれ以上云ふ必要を認めないが種時く權兵衛とはじくる鳥が當時の我が海軍の實狀であつたのであります私が當時取りました財部、濱口暗殺の手段として五年五月財部を東京驛に擲して迎ひに来る濱口と共に拳銃を以て射ち

撤布する機文の原稿も原紙にまで書きました。佐世保を出発する一週間前或る一夜深く考へた際、これは自分一人でやるも効果はあるんですが併しより大なる効果を得るためには同志を得てやる必要があることを感じて決行の意志を放棄した次第であります」と熱辯を打切る

X X

【海軍側第七回八月三日午前九時傍聴禁止のまゝ開廷、午後二時十五分禁止を解く】

問 翌十四日午前九時四十分横濱で黒岩の出迎へを受け下車してゐるやうであるが特に横濱で下車した理由は

答 目立たないでよからうと考へたからであります

それより當局の警戒の眼を晦ますために黒岩と共に自動車で京濱国道を鶴見驛まで来り同驛から省線電車に乗つて東京驛で下車奥服権龍名館に變名して投宿した、そこで古賀の計畫書に目を通したがそれは文章でなくして喫煙過程をラインで示してあり自分の受持場所だけ記入してなかつたので黒岩に尋ねた結果『首相官邸の表門組に廻されてゐる』と云ふこと

とを初めて聞かされたと陳述し

問 その計畫書を見てどう云ふ風に感じたか

答 古賀と會つてよく話さないと言日の行動は具體的に判らないと思ひましたが機文がまだ出来て居らず共働隊の關係も面白くないと思ひまして十分の成果を得ないだらうと云ふ閃きを感じたことは事實であります

問 尙計畫書には警視廳、憲兵隊に集合と書いてあつたか

答 集合と云ふ文字ではなかつたが自首の意味とは受取りませんでした、憲兵隊は一時の足溜りや又どこにでも出かけるのだと思ひました

機文を作つた三上中尉の所感

【海軍側第八回八月四日午前九時開廷】 法務官は愈々事件決行當日旅館の龍名館に於て三上中尉が黒岩少尉と共に機文を作成した件から訊ねる

問 すると機文の案文は被告が一人で作つたのか

答 左様です

問 案は前から考へて居たものか

答 當日考へたことをその儘書きました

法務官は機文を朗讀して「これを書いた精神に付て述べることがあるか」と問ふと三上中尉は「日本の國狀が行詰りの状態にあることは周知の事實である、又政黨、財閥、特權階級、軍閥等が悪いといふことも國民周知の事實と考へて居つたのであります、どう云ふ點が悪いかどうか云ふ事實があるかと云ふことを機文に附随してこの席で少しく申述べたいと思ひます」と前提して、政黨、華族階級の腐敗墮落に及び更に軍閥攻撃に移り『字垣は陸軍〇〇〇〇責任者であるのみならず井上準之助から次回の民政黨總裁たることを匂はされて政權窓に走り名古屋、大阪方面の財閥と結託して對支貿易にまで干渉してゐる、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇に失敗してから後朝鮮總督に赴任したが暇さへあれば上京して牧野、西園寺の間を歩き廻はり飢えたる犬の如き醜狀を晒してゐるのであります』と興奮に震へる聲で叫び、最後に

財閥を組上に乗せ『政黨が財閥の走狗か財閥が政黨の走狗か知らないが三井三菱は選舉の度毎に與黨に對して各三百萬圓野黨に對して各百五十萬圓を支出してゐると云ふことであります』三上中尉は茲で警察の選舉干渉を論じて『以上は私の知つてゐること又信じてゐることではありますが、以つて特權階級、政黨、財閥、軍閥等の腐敗墮落を證するに足ると思ひます、機文に對する私の所感は以上の通りであります』と結ぶ

凄慘極まる首相官邸の襲撃模様

集合場所たる靖國神社下で圓タカを拾ひ戦さをするには先づ腹を拵へなければならぬといふので運轉手に何處かおしい日本料理屋に連れて行けと命じ靖國神社脇の魚久料理店に行き、同所で父親宛の『心配するな、總ては天命である』との遺書を出し、五時過ぎに魚久を出て靖國神社の正門から右段を登つて一緒に首相を襲撃する候補生五名、山岸、村山兩名と出會つて圓タカ二臺を拾ひ表門組が先頭に分乗した事を

述べ

問 靖國神社出設の時刻は

答 五時廿分頃ではなかつたかと思ひます

問 表門組の氏名は

答 自分、黒岩と候補生後藤、八木、石關と村山、山岸候補

生野村、篠原が裏門組に廻りました

問 首相官邸に到着した時刻は

答 五時廿三分頃でした

問 それから首相暗殺までの行動を詳しく述べるやうに

三上中尉はコップに水を注いで飲み干し「自動車が玄關前に停車するや私は一番先に下車して玄關扉に近づく間に調査守衛の様子を眺めました、三、四名居つたやうに記憶します彼等はたゞ不思議さうに呆然と吾々を眺めるのみで疑ひを持つて居ないやうでした、素々私は日曜であるけれど警官も多勢居ることだらう、吾々が自動車を乗りつけると直ぐ疑ひを以て屋内侵入までに拳銃の必要があるかも知れないと思つて居たのに、意外にも何の抵抗もなかつたので案外に思ひました

私は黒岩と共に大扉を排して内部に入ると入口にも人影なく更に進んで正面二階に登り階段の附近に立つて左右を見まはしたが、その頃候補生の一人が逃げ出さんとする背廣服の背後から拳銃を一弾發射したやうに思ひます、私はそれから右方を検索しようと思ひ大玄關から進んで日本間の廊下を見せんとして努力したが見當らず、大廣間においては誠に立派な部屋だと感心したやうに思ひます、それから更に玄關の方に引返し入口から階段に向つて左の廻廊まで検索しましたが日本間道路は判りませんでした、次いで正面玄關に引返す頃太つた背廣服の男が出て参り「何か御用ですか」と申しますので咄嗟の間に返答に窮し、「吾々は海軍大學校の副官である、校長の指揮を受けて名刺は持つて居ないが總理に面會したい、取次いで呉れ」と申しますと「首相は今不在だが用があるならば承りませう」と答へました、私は「君では判らぬ大學校校から電話を通じてあるから取次いで呉れ」といふと「では御待ち下さい」と申しました、その格好のいゝ一寸色男と玄關の左側の部屋で話してゐる間に黒岩は「もう駄目だ」

と言つたやうに記憶します、その意味はあとで豫審官から聞いた所、監視廳から警官が出たと思つたやうですが先刻の調子のいゝ男が出て行く際に、私は同志に向ひ彼奴の後をついて行けと申し、一同スポンに隠してゐた拳銃を取出しその男の後をついて行きました、その男は正面玄關から二階に登り階段附近まで行くと黒岩が先づ彼に拳銃を突付けて首相の所に案内しろと脅迫してゐましたが次いで私も突付けたやうに思ひます、それから私は彼の胸に拳銃を擬しながらワイシャツとネクタイとテヨツキの上衣の一部分を掴んで二三回前後に小突くと、シャツは破れボタンは飛び同人は俯のやうにフラフラしながら呆然自失してゐたやうです、その後同人はその邊をソラフラしながら左右を見廻しどつちへ行かうかと迷つてゐたので、これは駄目だと思ひ階段を登つて二階に登り一廻りして見ましたが人は居りません、たゞ閣議室と書いてあつた部屋に綺麗なテーブルと椅子が並んでゐたやうです二階では日本間への通路が判らなかつたので候補生二名を従へて階下に降り大廣間を探した時、入口の廊下に小さな廊下

を見ました、日本間への通路ではないかと直感すると共に、私は躍り込みましたが黒岩等と共に續いて進んだやうに記憶します、廊下を降りて行く階段が二つ程ありましたがその時板戸に鍵をかけるやうな音がしたのであります、そこで私はこれはテツキリ日本間通路であると直感直足で短剣をガチャガチャ云はせながら板戸に突撃しました、板戸の右方に杉戸があつたので指をかけて開けようとしたが開かず、向ふ側で尚鍵をいぢくるやうな氣配がしたので「開けろ」と叫ぶと「誰か」と反問しました、私は返事の代りに無言の儘右足をあげて力一杯戸を蹴りますと、誠に容易く外れて向ふ側に居た背廣服の男は「ヤア來ました」と叫び乍らドンドン逃げて行きました、私はその後から追跡して首相のところに行けるだらうと云ふ感じから廊下を進みますと、日本間の玄關らしい所に出て左方の應接室みたいな所で二人の男を見ました、その部屋内の情況は中央に細長いテーブルがあり椅子が三四脚並んでゐたやうです、その内の一人の男は向ふ側に立ち一人は椅子に寄つて居ましたが、私が一歩入つて拳銃を

襲し乍ら左の男に『首相はどこだ、云はんとこれだぞ』と申しました。その男は反抗的態度を以て『首相の居るところなんて知るものか』と申して私の方に近づかうとしますので、私は痛に煽はり同時に他の一人に對する威嚇のために拳銃を一發やりましたところ同人は腹部を両手で押へながら二、三歩前方によろめきつゝ私のところへ寄りかゝり横から廊下にはひ出してやられたやられたと叫びながら廊下へ右の方を下にして俯向きしました。この男が廊下に出た時もう一人の男に拳銃を持ちかへて『貴様言はぬとやるぞ』と申しますと、同人は非常に恐怖の色を現し『私は一寸も知りません』と申しましたので、私はこれは駄目だと思ひながら一寸部屋を出て奥の方に進むと右方の多分洗面所であつたか、その前に人が一人立つて居り黒岩が同人を拳銃で脅迫してゐました。私もそこに行つて拳銃を握し首相の居所を言へと申しますと同人は『私は醫者で居所は判りません』と申しますので私は『醫者だから知つてゐるはずだ』と申しましたが反應がない、同人は可なり落付いてゐましたが私はその男を断念して廊下を

奥に進み、ハッキリと情況は覚えませんが左右に別れて右方に進み外廊下に出て右側に板戸を發見開きますと床敷の粗末な食堂でありテーブルを中にして犬養首相がテーブルに向ふ側中央、右側に男一人、左側に女一人立つてゐました。法務官はそこまでの行動について訊ねる

問 日本間にゐた肥つた男の名前は

答 存じません

法務官は豫審の聽書によつてこれが村田巡查部長であり射撃されたのは田中巡查であることを確め

問 被告はその射撃した男は何んな役目の人と思つたか

答 官邸の役人だと思ひました

問 その人の何の邊を組つて射つたか

答 腹部を組みました

問 殺害の目的で射つたのか

答 殺害と云ふよりも殺す殺さぬの問題でもなく被害の程度等についても考へず、當時の氣持ちは無心の状態でした

問 射つたら死ぬだらうと云ふ事を豫想したか

答 さう云ふ事は豫想しませぬ

問 苟くも人を射撃してそんな事を豫想しないと云ふのは一寸考へられない事であるが……

答 それは今日に於てはさうでありませぬけれども、當時の私の考へは巡査に對し憤懣を感じてゐました、けれどもこれを殺す考へはありませんでした

問 被告が狙撃した巡査田中五郎は赤坂前田外科醫院において死亡したことを知つて居るか

答 豫審官から聞いて初めて知りました

首相官邸日本間の血しぶき

問 犬養首相狙撃の模様を詳しく述べよ

答 食堂の扉を排して入つたところ首相をはじめとして三名のものは——犬養首相はテーブルの上で両手を突いて少しうつむいて立つてゐました、他の男と女はテーブルに近くこれも立つてゐました、自分が戸を排して入つた時、首相はテ-

ブルについてゐた両手を離して私共を凝視しましたが瞬間私は拳銃を擧げて首相の頭部に擬し引金を引きました、頭部を狙つたといふのはこの前に或る機會より拳銃は相手の頭部又は顔面を狙ふのを以て最も効果的とする記事を読んだのを思ひ起したので、首相の頭部に照準點を置き引金を引いたのであります、ところがカチツと音がしただけで不發に終りました同時に私は途中紙屋の前で山岸が申しました、一發しかこまらないと云ふ意味がその時まで豫備弾がないと云ふ風に解釋してゐたので、弾丸を一發裝填しなければ引金を引いても發射出来ないといふことを始めて考へつきました、その時不發に終つたと云ふのは應接間で巡査を射つた以後裝填を忘れてゐた爲めであり、不發に終るや私は携帶してゐた短刀を以て首相殺害の目的を達しようと思つたこの考へが頭に閃いたのであります、短刀よりも拳銃の方が早く苦しみもないと云ふ點から右手に持つてゐた拳銃を左に持ち變へ、銃口を首相の方に向けた儘右手をポケットに突込んで、十二、三發のバラ弾丸の中から一發取り出し裝填して更に銃を右手

に持ち變へ、首相の頸部に獲して更に引金を引かうとしました、その際首相は両手をあげて制するが如き姿勢をとり乍ら「まあ待て話をすれば判らう、まあ待て」と申しまして自分自ら私の方に近寄つて参りました、近寄り乍ら「話をすれば判る」と云ふことを一、二回申して尙「向ふへ行かう、あつちへ行かう」と云ふ風に云つてその室外に出ようと致しました

首相がテーブルの向ふ側から私の方に歩いて来る時首相の全身を認めることが出来たのですが、首相は浴衣を着て居りまして初め私が同食堂内に入りました瞬間は、前に支へてゐた手を放して後方に一、二歩下つたやうですが、その後首相自ら私の方に近寄つてからは誠に落付いた悠々たる態度で、私共に對して却つて多少の親しみさへ覺えるが如き言動を以て、何事かを晤らんと欲するものゝ如く、自ら立ち去つて別室に私を誘はうとしたのであります

「私は首相の全貌を見ることが出来て感じましたことは丁度萬一其の他に於て想像してゐた以上に背が低く、顔を前に出

して例の白髪と共に何物にも脅えざるが如く迫らない態度で歩いて参りましたのに對して、私は苟も一國の首相が死に際して言ひ残すべき何事かを心中より聞いて置くことは武夫の情である、首相そのものに個人に對する恨みは毫頭持つて居ない私に取つては、當時の氣持は一種悲壯のものがありません、但し、私として固く決心して居たことは如何にも首相の態度は立派である、しかし、首相個人を憎くむものではない、改革運動の犠牲者として射つのであるといふところの首相暗殺の意思は私として動搖しません、首相は食堂の入口から廊下に出るや自ら先に立つて案内しました

私は首相の右手の方に相並んで左手を首相右肩にあて右手に拳銃を持つたまま首相の歩く歩調と同じく行かんとする方向へ進んで行きました、その途中、私及び首相の後方から候補生一、二名來たやうで、日本間に來ました時臺所から山岸が來たやうであります、言ひ落しましたが首相が食堂の外側に立ちました時、私共に所謂日本館の客間に行かうとして歩き出した時私は大聲を出して「居つたぞ居つたぞ」と二回叫

んで同志に首相の所在を知らせました、その食堂から客間に行く途中で首相は落付いた口調で「さう無理をせんでも好く判る、話せば判る」といふことを二、三回いつたやうに記憶して居ます、日本館の客間に入りますと、その部屋は十疊位の部屋で床の間が中央に四角なテーブルとその周圍に四五枚の座蒲團がありました、首相はその部屋に入るや自らテーブルの正面床の間を背にし、中庭のガラス障子に向ふに座蒲團の上に正座して靜かに四邊を見廻しました、私は首相が今かうした位置に就くや首相と反對の方のテーブルを中にして前方に首相を認める位置につき、首相との距離一、二尺のところ立ちました、この時山岸は首相と向つてテーブルの首相と反對の側に立ち、村山は首相の斜テーブルの隅に面して立つてゐたやうに記憶します、他の候補生は概ね私等三人の後方に立つてゐたやうに思ひます、我々が首相の廻りを圍んでこの位置についた頃首相は我々を見廻して「靴位脱いだら何うか」と申しました、その時私どもは勿論軍服軍帽及び靴の儘客間に入つて來たのであります、首相のこの言葉に

對しては靴位はあとでもよいではないかと答へ、暫く間を置いて私から「我々は何の爲めに來たかは判らう、この際何か言ひ残すことはないか」と言ひますと、首相は首肯しながら稍々少し體を前方に乘出し兩手をテーブルに置いた儘何事か語り出さんとしたのであります、この瞬間最初正面にゐた山岸は叫んで曰く「問答要らぬ、射て」右の言葉が終るや否や間髪を入れず飛込んで來た黒岩が村山と山岸の間に位置し、拳銃を發射した音を聞きました、私は山岸の射ての聲に應じて「ヨシ」と叫びましたが、私の「ヨシ」が終らぬ裡に黒岩の第一弾は發射されてゐた、この時首相は下腹部を兩手で押へ稍や前方に體を屈しました、私は黒岩の拳銃發射と同時に拳銃を首相の右こめかみの邊に擬し黒岩の發射に連れて引金を引きました、すると首相の右こめかみの所に小さな穴があいてそこから血の流れるのを見ました、首相は私の發射と同時にガツクリと顔をテーブルの上に落しました、私は若しあの場合山岸の射ての言葉がなく、首相又何事が語りもした場合を考へまうと、當時の私の氣持として私は首相に對し

て總ては天命である、我々は首相一個人を憎むのではない、安んじて眠れと云ふ事を申す心算で居つたのでありますが、私が拳銃を發射するや、山岸は引揚げよと叫びまして、一同はその儘駈足をやつて同室内を出で裏玄關に向ひました」と凄惨な場面を述べる

問 犬養首相は翌五月十六日午前二時卅五分官邸に於て出血により殺せられた副首相麻痺で死んだことを知つてどう感じたか

答 私は官邸で首相を殺見して以來首相は實に落付いた立派な態度をとつて居りました故に首相個人に對する人間としての哀惜の念を禁じ得ないと共にその尊い首相の死によつて希くば今までの醜態なる日本の政治がこの貴重な首相の逝去を轉機として吾々の念願する所の眞の天皇政治へ面して日本の昭和維新への前途たらしめんといふことを私個人としては心中祈つて己まなかつた次第であります
十五疊の間を出て裏門から赤坂溜池附近において自動車に乗り、警視廳から憲兵隊前首途を述べ

問 憲兵隊で古賀と問答したか

答 私が自動車を降りると古賀の方から首相はどうしたと訊きましたので首相はやつた、牧野はどうしたと訊ねました古賀は答へて曰く、牧野は居らんぢやつた、爆弾を投げて歸つたとのことだつたので非常に残念に思ひ今一度爆弾を擲げに行かうかと申しましたが、或る候補生が今行つては捕まる許りでつまらないと申ししたのでやめました

問 被告は憲兵隊へ自首の積りであつたか

答 さうではありません、憲兵隊は一時の足溜りで此處を根據として更に如何なる方面にでも行動する考へでありました

問 變電所襲撃はどの程度の期待を持つてゐたか

答 東京は半分位暗黒になるであらう、これを利用して更に第二段の運働に移らうと思つて居りました

問 被告は憲兵隊で電燈ばかり見て居たさうだがさうか

答 さうであります

高須鐵道局長より現在の心境はと、訊ねられたのに對しては

「私共が直接行動を執つた動機に就ては十分吾々の情眼を翻汲み下さつた事と思ひますが、誠に決行當時に於て私共が信じて疑はなかつたことは言論や教化を以てしては吾々の意向とする天皇中心の政治を布くこと能はずとして決行したのであります、然し若し他に合法手段に依て吾々の念願とする改造が行はれ得ると云ふことを知つたならば必ずやこの舉に出なかつた事と信じます、吾々の行動は別として少くとも日本國家は人心の改造を必要と信じます、合法と非合法とを問はずこの人心の改造教化と云ふことは國民の指導者たり國民の選良であるべき支配階級の人々が身を以て先づ民衆に先んじて範を示す事から實を擧げざれば嘘であります、私の確信する限りに於て吾人の革命、希望と云ふものは私心や階級的の反感等に基く暴動、叛亂とは同一にあらずとの確信を抱いてゐます、私共の祈るところは天皇治下に於ける國民の幸福である、憎むものはこれに反對する邪惡であります、私共の行動はこの已むに已まれぬ願望の現れであります、犯した罪は自覺するものであります、私共のやらうとした事が俺は叛亂

を起すのだ、俺は人を殺すのだと云ふ觀念を離れた朝一なものであつた事も申すにはばかりません、考ふるに日本が覆刺として日本人が又支配階級が今少し天皇の御心を體して私なき國民幸福を圖るなれば、私共の行動の必要は認めなかつたとも思ひます、理論よりも實行と云ふ考へに基いて理論なき暴力を起すことは排するが理論家には常に實行力がないのであります、如何なる理論も實行を遂げてこそ始めて任きて來るのであります、理論と實踐とは不可分のものであります、今日雨後の筍の如く右傾團體は名を日本に籍り血を結ぶもの多きが實際に行動したものは一つもないのであります、お断りして置くが私の云ふ實行力とは合法のみを云ふのではありません」として右傾思想に鋭鋒を向け「右傾思想の意義は僅かに左傾思想に反逆しつゝある所にのみ認められます、然しこれ等は共に日本を救ふものではない」

問 將來はどうすると云ふ考へか

答 私は考へますに、現在の日本は我々の行動の有無に拘らず今日既にある轉換期に立つてゐると考へます、日本は現

在迄の悪を去つて正しく強く、新しい維新へ進まなければならぬと考へます、若しも今にして支配階級が非々悟らざるに於ては國民はいつ迄も黙つてゐないと考へます、私共が決行するに當つては素より生死を賭してをります、吾々がやつた行爲は確かに悪い、然し私共は已むに已まれずしてやつたと云ふよりほかありません、國法に照して罪の輕重の如きは私共の考慮の外であり、只願ふのは國民が上下一致して皇道を世界に宣布し以て昭和維新の實を擧ぐるといふ以外に念願はありません

黒岩少尉の陳述

【海軍側第九回八月七日午前九時三分開廷】 前三日間に亘つて熱辯を振つた三上中尉の補充顧問に入る
問 被告三上の氣質を知る同窓としては事件決行後の三上は割腹自殺したであらうと考へられるのに憲兵隊に自首した理由如何

答 吾々がやつたことは線香花火式の安價な氣分の現はれではなかつたのであります、それ故に草刈少佐の例に倣ひ吾々の精神を誤つて傳へられる事を恐れ、飽くまでも國家改造の素志を貫徹せんがために死すべき命を承らへたのであります

首相官邸表札に参加して犬養首相に致命の第一弾を見舞つた黒岩勇(三毛)豫備少尉の事實調べに入る、黒岩は事實關係の訊問に入るに先だつて決行参加に重要關係を持つ事項二、三を述べさせていたゞきたいと要求、大聲叱呼して先づ眞つ先に幣原外交に鐵釘を加へる、次で濟南事變出兵に際して民政黨内閣が執つた態度と幣原氏のアグレマン問題を離してロンドン條約問題に轉じ、ロンドン會議は國策遂行上の戰爭否認を目的とする不戰條約を基調として行はれたものである、しかしそれは外交辭令で實は某國が日本海軍の撃破を目的としたものであると説き起し濱口内閣がロンドン條約の回割に對してとつた態度を唯唯機關を無視するものだといひ、美談

部達吉博士の帷帽上裏問題に關して下した憲法解釋を濱口内閣の走くとなつたものと斷じ、ロンドン會議が元老、政黨と財閥、軍部が結託してやつた一つの芝居であると鋒鋭く、草刈少佐を自殺せしめ又山下大將をして「願はくば我將士よ國防を完うせられたい」と悲痛な遺言をさせながら爵位を受けて、然たゞ若槻、財部等は何事かと「國賊」呼ばはりをして悲憤する

X

X

【海軍側第十回八月八日午前九時開廷】 黒岩少尉の陳述は愈々犬養首相狙撃の標榜に入る、少尉が昭和七年四月九日佐世保の林中尉を訪問した點から訪問し
問 佐世保の林中尉から電報を受取つて居るではないか
答 「金都合惡し暫く待て」と云ふ電報を受取りました
問 その電報の意味は？
答 事件決行に参加するのが具合が悪い暫く待てと云ふ意味である事は直ぐ判りました、併し私は佐世保の會合は五日附で鈴木を除く外全部賛成だと云ふ三上の手紙を受取つて

あつたし、今更そんな事を古賢に知らせると心配するだらうと思つて「返済期限延期不可能金一〇〇直ぐ送れ」と云ふ返事を打ちました、決行を延ばす譯に行かないから是非とも参加せよと云ふ意味である事は勿論であります「金一〇〇送れ」といふのは怪しまれず事を恐れて附足した文句であります
十三日大川氏を訪問して軍資金二千五百圓を受取り、内三百圓を中央郵便局から妙高乗組の三上中尉に電報爲替で送つて同様怪しまれることを陳れ「金三〇〇送つた、十分養生せよ」といふ電報を打つた、この時再び佐世保同志から「タカコ(三上中尉を意味する)着いたか金(決行の意)待て」といふ電報が來たので塚野宛に「タカコ來るはず金待てぬ來るか」といふ暗號電報の交換を行つた模様を詳述し
問 同夜龍名館に於て遺言を認めたやうであるがその内容は？

答 一通は兩親に宛てこれ迄の不孝を謝し「自分け已むを得ず成る種の行動に参加するが決して御心配下さるな」と書

きました、又一通は弟に宛て「自分に代り長く孝養を盡して貰ひたい」と記し残りの一通は妻に宛て、「自分は口を得ず事件に参加するが働くまで自分を信じて後の事は宜しく頼む」子典紀は天晴れ君國の役に立つよう育て、貰ひたい」と書きました

と流石。書かざるまて答へ、法務官の訊問に愈々事件決行當日の模様に入る

犬養首相に致命の第一弾を放つ

問 首相殺害の模様を詳しく述べて見よ

答 三上は首相と連れ立つてこちらの方に進んで参りその後から男一人と女一人がついて来たので私は三上の後方に位置を保ち一緒に客間の方に来ました、この時更に後方あたり三十位の女一人と更に子供を抱いた女が来るのが見え、私に既にこの後に起ることを豫想してゐたので君國に危害を加へない、あちらへ行けと命じたのであります

女は子供を指してこの子かと申したので何うかしたかと反問しましたが、私は心が急がれるのでその儘客間の中に入り、この時早く山岸の「問答無用射てッ」と云ふ聲がしたのであります、私はこの聲に應じて第一弾を放ち、置いて三上の第二弾が發射されました、この時の首相は右手を舉げて三上の拳銃を押し止すかの如き様子を示して居りましたが、私が發砲すると左手で腹部を押へました、私の弾丸は首相の腹部に中つたと思ひます、三上 弾丸は右一名前は存じませんが右顔面一邊に中りました、さうしてその部分に小さな血の輪が出来てゐるのを認めたのであります、この間山岸が射てッと命令してから私が發砲し、

次で三上が射つた時間は僅か一秒に過ぎませんでした

問 山岸の問答無用射てと云ふ聲に應じて射つたのか

答 その時の状態はよく判りませぬ

問 云ひ換へれば山岸の聲が強い力を與へたのか

答 一齊射撃の時のやうな時間関係でした

問 それなら山岸の聲を上旨の命令のやうに聞いた譯か

答 さう云ふ感じはありません、併し山岸の聲がなかつたら射つ時もう少し遅れたかも知れませぬ、私は緊張してその部屋に入ったのであります、山岸の聲が力となつたことは事實であります

問 被告に木剣を振つてかゝり銃剣を貫はされたのは誰か

答 平山萬造であることを後から知りました

問 事件進行に對する感想は

答 わが國の歴史を考へて見るに特殊の階級が君民間に存在し、利を争む時は國威は衰へ、國民の苦惱が大であつたことは好く分る、これは病的状態であつて神代の昔から實証の無窮を約束されて居るわが國に於いては、かゝる状態を脱し、團體の健全を圖る運動が起つて来るのは當然のことです、

あります、大化の改新、明治の維新では中間階級たる諸侯を除き國民一致の革新をなしたものと考へます、わが國の現在では西洋から無限に取り入れた物質文明、個人主義がわが國古來の美風を辱して行詰つたものと考へます、この國集が支配階級である、大連事件が起るまでに民心が悪化

し民心が振はないものこの腐集に基くものでこの腐集を取り除かない限り國政の改革は出来ません、建國の大精神に立ち返り國民一致となるならば改新は立所に成就する、國民の總てが陛下の御前にひざまづき純真なる心に返ることこそ日本更生の要諦であります、若し左にあらざればかゝる悲しき事件が繰返されることは明かな維新史が立証して居ります、私共のやつたことは素より善ではありませんが、已むに已まれず此の擧に出たのであります、素より區々たる身師の如きは私共の眼中にありません、念するものは日本帝國の將來であります、而して帝國の將來を毀ふものは右でもなく、左でもなく、天皇の御前に國民の總てが私を棄て、集ふ時に初めて救はれるのであります

問 直接行動を取つたことに對しては？

答 直接行動は素りに取るべきものでないと信じて居ります

問 將來に對する考へは？

答 たゞ七生報國の念あるのみであります

黒岩少尉は大聲叱呼して答へる。

山岸中尉の陳述

【海軍側第十一回八月十日午前九時開廷】 愈々首相官邸裏門組のキャブアンとして「問答無用、射てツ」の命令を發した山岸宏（云々）中尉の訊問に入る、同志との知合ひ關係に及び自分は海軍部内の他の同志と異り主として井上日召と行動を共にしてゐた關係上、故藤井少佐とは直接の關係がなかつたが、今回の事件は藤井少佐の草分に依るものであることは否定出来ない、古賀中尉とは昭和六年四月烏會館に於て始めて同志として見えた、三上中尉は兵學校時代から最後の一人になるまで戦へと云つてゐた豪傑で、同人を同志として獲得した際には日召も「百萬の兵を得たよりも強い」と云つてゐた、私共は陛下の大御心に則ふ政道を布かんが爲めに、この擧に出たので、その外に細かい理窟は考へて居りませぬ、故に或は十分な御答辯が出来ないかも知れませぬが「思ふことこの唯一筋に梓弓岩をも徹す大和魂」これが聽ての精神であ

「ます」と説明し、○國○國の不法、國民の無氣力、ジャリナリズムの墮落、海軍部内における軍政、軍令兩部の對立闘争を攻撃し、一九三六年に至れば○國は我が國に手を伸ばして來ること必定で、この時において帝國の國防は果して安全を期し得られるであらうか、國民はこの危顛を自覺しない、こゝにおいて決行を決意した事を叫ぶ。

「問答無用射てツ」と大聲叱呼

【海軍側第十二回八月十一日午前九時開廷】 山岸中尉の陳述は決行當日の模様に入る「私としては君側の奸を除くためには侍従長を屠る必要ありと考へ嘗て鈴木實太郎暗殺を引受けた事もあるので、今回も之をやる必要があると思ひましたが今になつては準備も不可能だし、計畫を混亂させるばかりであるからと考へその事は断念しました、私が首相官邸の裏門組に廻された事には別に意はなく飽くまでも首相を殺傷しようと思つて考へました、古賀は計畫書を示して「内府官邸も首相

官邸も外から爆弾を投げればよい」といつたが私は「俺が行つたら必ず中に入るぞ」と申しました」と鈴木侍従長を狙つた事實を述べる

問 被告は水交社を出てから圓タテで日本橋の姉たか子を訪ひ千疋屋で會合したやうだがこれは別れのつもりだつたか

答 それもありませんが村山の兄弟に學費を渡すためでした、晴國神社には村山少尉と共に午後五時頃到着したが、裏門組の自動車には自分と村山及び野村、篠原兩候補生が同乗し車内で村山が武器の分配をしたが拳銃は途中で表門組の三上に渡し「俺は短刀で首相を刺す」と云つた、候補生は「首相は支那で殺してゐるから面と向へば負けはしないか」と云つたが自分の作戦は即戦即決、首相に會へば即ち刺すつもりであつた、自分として恐れたのは首相がジウリジワリと吾々の勢ひを殺ぎ吾々をだますことであつたから斯様な作戦に出たのである

問 指揮は俺がやるといつたか

答 申しました

次いで首相發見までの模様について「裏門の通用口から入る五、六名の男を認めたので『とちら』と叫んだら『あちら』と答へた、これに手榴弾を示して威嚇したが他の一人の男は意外にも心好く日本館玄関の扉を開けて呉れたので、一同は擧つて内部に入り首相の所在を搜索しましたが首相が三上と黒岩に護られてこちらに來るのを認めた、その時一人の女が子供を連れて傍らに添ふてゐたのを認めたが黒岩はお前達には危害を加へないからあちらへ行けと云つてゐた、黒岩はたつた一人の婢持ちだけあると思つて感心しました」

問 その時警戒の巡査は裏門口から喚込んだ被告等の一隊を暴漢取押へのため來た陸海軍々人であると思つて戸を開けたと豫審で述べてゐるがその點どう思ふか

答 快よく開けてくれたので私もさう思ひます

問 その後の模様は

答 私は官邸の日本間に入つたところ、首相が三上、黒岩等に取巻かれ右手をあげて何か云はんとして居た、首相は靴でも脱げと云ひ三上は首相と離對しようと云ふ氣配が見え

たので、これではいけないと思ひ「問答無用射てッ」と叫びました、その聲に應じて三上が『よし』と答へた瞬間黒岩の弾が先づ放たれて、次いで三上の弾丸が發射されたのであります、同時に首相の顔面に血が惨むのを認めました

問 號令をかけるやうな氣持で叫んだのか

答 全く無心の境地でさう云ふ考へはありませんでした

問 首相の死を知つたは何時か

答 警備官から聞いて知りました

問 その時どう云ふ感じを抱いたか

答 氣の毒なことをしたと思ひました「來ん春を待たで散りにし人柱いふはいつくで國を見護る」この歌は獄中で詠んだ私の感傷であります、日本國民が擧つて更生の途を辿るそれが大義首相に對する唯一の弔であると思ひます

首相狙撃の情況を終つて山岸中尉の命令で一同引揚げ、憲兵隊に直行した經路を述べ、憲兵隊に行つたのは吾々の目的は第一段において啓蒙、第二段において被服令により革命政府を導く事にあつたので、計畫が失敗した場合に於て憲兵隊に於

て吾々の意のある所を開陳し、目的を明かにする爲と憲兵隊をして戒嚴令を布かしむるやうに誘導する考へであつた、又あはよくば逃げ出して再度襲撃をやらうといふ考へもあつたと答へ、憲兵隊自首の模様について一言附加へたいと前提し「國家は絶えず動きつゝある有機體で制度も之に應じ改變しなければならぬ、この改變は即ち革命である、吾々が今日爲さんとする革命は大がかりで國家の新陳代謝であるが、國家がこの新陳代謝を怠れば人體と同様大きな疾患を起す、明治維新後の獨裁政治も色々の不便を感じて議會制が布かれたが、之は時機を誤つたのと英國流をその儘行ふんだたために腹筋を起し日比谷の醜態を曝すに至つた、又經濟界も日露戰後に於て改善を怠つたために今日の行詰りを生じたのである

開陳れて忠告出づといふ言葉があるが吾々はその使命を果さんとしたのである、日々に進み日々に新たな必要がある、吾々は大手術を爲さんとして決意した以上それが終らぬ前に腹を切る事は出来ぬ、我意のある所を強く正しく世間に發表し啓蒙の目的を達せんとするのは當然の理である、故に憲兵

隊に行つたのは自首の目的もあつたし一時の足溜りにする目的もあつた、事を不問に評するのはより大なる不忠である、吾等は生を捨てると共に死も亦捨て、歸る、死しては國の鬼となる、之れ私の決心であります」と叫び、福田辯護人の問に對しては「真行中も執念にぬれ日とてはありませんでした

水終了して赤子の心に立ち歸るや私の心は親を思ふの念あるのみです、獄中に於ては亡き父に掛くるため遺言を書いて居ります」と答へる

村山少尉の陳述

山岸中尉の陳述の後、事件計畫の當初から陸軍部内の同志と連絡をとつて進行當日には首相官邸裏門前に参加した村山格之(三六)少尉の調へに入る、國家革新運動に参加するやうになつた動機はと問かれるや「私は初め辯護士になつて貧民の救済に當らうと思つたのであります、讀つて社會問題についてが當初から深い興味をもつて居りました、安土桃山時代

に設けた封建制度は明治維新によつて破れたが餘りに歐米の制度を模倣して資本主義に偏したため歐洲大戰を轉機として凡ゆる方面に行詰りを生じ共産黨はこの機に乗じて叛亂して來た、田中反動内閣はこれに彈壓を加へたが及ばず國政の根本的改変が必要であると痛感した、この時古賢を通じて藤井を知り王師會なるものも存在を知つて今日の維新革命は先づ軍隊を刷新して建國の大精神に歸らねばならぬと思つた、しかしその具體的方法に關しては何籌も持たなかつたが偶々同僚の花柳大尉より北の「日本改進黨案」を示されこれを讀んで「これこれ」と手を打つた」と心的過程を明かにする

X X

【海軍側第十三回八月十二日午前九時四十五分開廷】十四日に行はれる陸軍側五・一五事件の報告求刑に突發裁判長の職權を以て八月十九日に延期されたので海軍側一部辯護人の間に波瀾があつて後、村山少尉に陳述を進行させる、村山少尉は前日に引續き決行参加の動機について兵學校時代から

フランス革命史、ロシア革命史、明治維新史等を讀みターターの價値を認めてゐたが、昭和六年の正月軍艦那智に乗組んでゐた、個人テロの重要性と價値を認め次で四、五月頃迄に之が公式のやうに私の頭に往來した、先づ個人に依つて支配階級を倒し恐怖状態に乗じて白晝暴行テロをやり、戒嚴令に導いて改造内閣を樹立し反動勢力に對してはターターを斷行せんとしたが、時偶々濱口内閣が組織されて緊縮政策を採るや農村は極度の疲弊に陥り社會情勢は益々逼迫を告げて來たので『今は最早顧慮する時でない』といふ自信を持つて到つたと補足し、上海の戦地に於て田崎海軍大尉、栗原陸軍少尉から拳銃各一挺と彈丸五十發づゝを受領し、三月十九日佐世保に凱旋三上、大庭等の同志と水交社に集合し『自動車に乗つて東京市中の交番や警察を片々端しから襲撃して歩いたら必ず戒嚴令が布かれる』といふ話をしたが突然横須賀鎮守府附を命ぜられたので『之は血盟團の餘波をうけて取調べをうけるのではないか』との心配を抱き著京するや、直ちに古買中尉を豊ヶ浦に訪ねて打合せを行つた、その後古買、中

村、山岸中尉等との間に往復が行はれて五月七日牧野内府暗殺を擔任した迄の経路を詳述

問 牧野暗殺を擔當してどう思つたか

答 あいつだけは是非やりたいと思ひました

問 被告は牧野の首級を狙つてゐたのに首相官邸に廻されて不服には思はなかつたか

答 日本の上部構造には四つの痛がある、それは元老に牧野警視總監と財閥だ、この四つを是非除かなければならぬと聞かされてゐたので牧野をやりたいと思ひ、その事を古買に話しましたが、古買は牧野はビク／＼してゐるからよいわと申しました

次で首相殺害前後の状況は……

問 被告は拳銃をどんな風に持つて居たか

答 左手を後に取つて右手で拳銃を構へ首相の頭部を狙つてゐたのでありますが、首相は黒料と三上の彈丸で殺害の目的を達したのでその儘中止しました

問 首相の死に對して如何なる感想を抱いてゐるか

答 大津の刑務所に来てからは毎日のやうに犬養首相並に遭難者の冥福を祈つてゐます、犬養首相の尊い死に依つて日本國民が亡國の形骸から救はれ、新日本の維新が確立されることを衷心から切望します

問 被告が首相官邸裏庭で發射した彈丸は巡査平山八十松の上腹部に貫通銃創を齎させたのであるが、これに對してはどう考へてゐるか

答 後から考へて見ると亂暴なことをした可哀さうなことをしたと思つて居ります

問 憲兵隊に行つたのは何のためか

答 別働隊の行動によつて暗くなるのを待ち一働きする積りであります

更に行動の機に付て更に述べたいとして『當時私の眼に映つたところの日本の國狀を回顧するに困窮せる農民、激増する失業者、國民經濟の破綻、農村對都市の對抗、共產黨の跋扈、野心右傾、地方自治の破壞、政黨の墮落、軟弱外交の醜態、無氣力なる國民是等が行詰れる日本の姿であります、是等は

誤れる資本主義の行詰りで姑息なる手段では根柢からの建直しは出来ないと思ひました、特殊階級、政黨、財閥——夫等の腐敗墮落の元は遠ざかりあります、こゝに於てか彼等を打倒して起る新興勢力と國民の自覺に俟つて覺醒するより外はないと考へました、依つてその餘火をあげる意味に於て決行したのであります、次に牧野内府を狙つた理由は君側の奸として政黨首領と結託して居るのであります、之は長くも顯明を掩ふものであります、海軍軍令部の帷帽上奏を阻止したるが如きは不都合の極みで、海軍部内の某將軍は陸軍の某將官と相謀つて彼を説いて合法手段により辭職せしめんとしたのであります、彼は之に應じなかつた、古今東西の歴史を顧みるに國衰へる時には必ず君側に奸臣が發つて居ります、新興日本の礎を置くために非合法手段により牧野内府を刺さんとした所以であります』と聲を囁らして叫び、工業クラブ系資本家の對策をこき下ろして、彼等は日本皇道に背反する國賊であると斷じ、高須裁判長から現在の心境を問はれたのに對しては『勿論過去に於ける私達の行動を考へて見るに

理論や理論では動いてゐなかつた、何としても悲しむべき日本の現状である、願はくば全國民俗悪なる功利主義と諸らな社會的虛榮と階級闘争をやめて眞摯になれ、而して眞の赤子に立附つて陛下の御前に跪つかう、私は新日本を建設し、更に進んで世界が備みつゝある政治的、社會的、經濟的、宗教的、道德的問題を解決する事を念願とするものである、私の忠心懇誠心は閃として伏せ難いものである、尙國法を犯し軍規を踏した點は斷乎たゞ裁斷を願ひます」また將來の對信については「死しては魂魂となつて國土を護り生きては皇道の榮えを祈るのみであります」と言下に答へ豫審官に對して回顧録を提出した事を認める。

X X

【お断り】 村山格之少尉の取調で實行組六名の分を終了、十五、十七、十八、廿三の四日間交互實行不參加組の伊東、大庭兩少尉、林中尉、塚野大尉四名に對する叛亂豫備罪の審理中だが思想、計畫を加の動機等は實行組と大同小異に付き省略

陸軍軍法會議記錄

陸軍側第一回公判は七月廿五日午前八時から青山第一師團司令部軍法會議所に於て裁判長磯兵中佐西村琢磨、歩兵大尉牛川陸之、同川島修、中尉植田洋、同谷岩蔵の四判士、法務官島田明三郎、檢察官勾坂春平、官選辯護人中川孝太郎、平松市蔵、角岡知良、山田半蔵、菅原裕、歩兵少佐大熊貞雄、同朝日権雄、同中村次喜蔵の三特別辯護人係りで開廷、西村裁判長の身元問へ、勾坂檢察官の公訴事實の陳述あつて、島田法務官の取調へに入る

後藤候補生の陳述

島田法務官は、被告後藤候補生を起立せしめ「時間が、かゝるから要勞は禁にせよ」と云ひ

問 被告はこれまで處罰を受けた事はないか

答 あります、昭和七年一月五日薩州三十日に處せられました、それは昭和六年十月より同月末に互り團體研究に熱中し課程を放擲した爲であります

と答へ、學校時代の成績、次で國家社會問題に關心を持つ

に至つた動機を問はれ「士官學校四十三期を送り出して後、自分は將來の職責上、帝國の軍人としての本分をつくさねばならぬと思ひ、深く團體の研究中であつたが、昭和六年秋、元歩兵中尉菅波三郎氏に師事し、その所説に動かされましたが、現在日本の危機は現下日本特種師團の腐敗墮落にありと痛感し、國家改造はまづこれからやらねばならぬと信するに至りました」と極めて力強い語調で何處べやうとするのを法務官は軽く押へ

問 菅波三郎の國體論からどんな影響を受けたか

答 菅波中尉の一君萬民の團體信念とは一致してゐました

同氏の信念は實にはつきりしてをりました

と前提して、首波中尉の團體信念を熟した語調で明快に説述する『首波以外から思想上の感化影響を受けたことはないか、被告の幼年時代より士官學校に至る間に互つて思想影響について試問が終ると、島田法務官は『社會組織への認識についてのみてみよ』とうながすや後藤は聲を勵まして

答 現代日本を誤るものは其罪先づ政黨を擧げねばならぬ、彼等は選民と稱し乍ら醜態限りなき疑獄事件の預選等一つとして國家觀念の備はるものがない、これと相結ぶ財閥關係等、中産階級の苦惱を尻目にかけて一君萬民の大義に叛き、天皇陛下と吾れ等國民との間を隔絶するが如くふるまつて居り、政治、外交、經濟、宗教、教育等、全般に互つて腐敗沈滞の極に陥つてゐる

と痛聲し、國運の發揚を力説、特權、支配階級を痛罵するや一脈の緊張味は瀟灑を蔽ふ、後藤は上海滿洲兩軍變に言及し、滿洲事件は日本と〇〇〇〇との新しい交渉、海軍軍艦による〇〇の構想、專斷、非人道的なるを叫び『これらの事情

を綜合して考へてみると、軍縮協定成立せばわが海軍は劣勢

となることを聞いたので、彼れの優劣相容れざる根本精神より推して〇〇〇を舞臺として相戦はなければならぬ、斯の如き時局にあたり、吾々軍人がまさに憂ふべき状態にあることを認識した、これ等の認識は昭和六年十一月より翌年二、三月に亙り「自治民権」「二千五百年史」「日本精神の研究」「東洋問題十八講」「支那革命史」等の書物によつて培はれ、且つ深めたものであります』と答へる

問 首波からは國體に關する以外精神的に話はなかつたか

答 種々あります、明治維新史と烈士の行動を國家改造の原

地から断片的に話されました

問 國家革新運動に従事するに至つた原因は此以外にあるか

答 軍隊教育の影響があります

問 それはどんな事だ

答 日本軍隊教育の根本は何時でも君國のために死ぬる軍人を養成するにあるのです、私は何時でも君國の爲に喜んで死んで行く積りでしたから、國家革新運動に一身をなけり

つてやらうと思つた時少しも躊躇しませんでした、これらの原動力が軍人教育の根本精神にあることを發見しましたそれが即ち軍隊教育及び軍隊生活から受けた影響であります、それから維新史及維新烈士であります、これ個人的な點も含まれてゐます、幼年學校三年時代藤澤著「吉田松陰」頭山爾翁著「大西郷」を熟讀しました、私は維新烈士に對しては批評を超越して信仰と化し、性根頭を下げる事が嫌ひであつた私も、維新烈士の前には無條件で頭を下げました、烈士の傳記、肖像等より偉大なる感化をうけ、自ら邪念を拂ふことを得ました、つまり私の人間は軍隊精神と維新烈士の影響とによつて出来たものといひ得るので、後藤は更に維新志士中では吉田松陰を最も崇拜してゐるとして種々の例を引用して、松陰先生の一言一句は經文に等しいものであると非常な早口で滔々の辯をふるひ、國運の發揚の點に於て、吾々の理想と維新志士のそれとは一致してゐると結ぶ

問 社會試勁についてもつと述べたい事はないか

答 それは私より相被告係原市之助の方が適當ですからその方からお聞き下さい

問 國家改造は直接行動以外ないと決心した原因、動機は何であるか

答 直接行動に移さねばならなかつたといふことを申述べる前に吾々士官候補生が、あの時にやらねばならなかつたことについて申し上げたい、當時農村の疲弊は心あるものゝ最も心痛する所、獨り農村に限らず中小商工業者は何れも憂慮されてゐました、丁度その時奥羽地方が未曾有の凶作に慘害を極め、且つ凶作地の子弟は折から滿洲事變に出征してゐたのです、元來農民と軍隊との關係をみるに、軍隊の下手以下は多く農民の子弟で、全國的模範兵である、この事柄より推して出征中の子弟の故郷の慘害を致はねばならぬと痛感した、然るに當時の政府、政黨者流及び財閥はいかなる體面をとつたか、彼等はどの見地からながめても何等の具體的對策なく、その意志のあるやさへ疑はれまじつた、財閥はめくされれば義捐並に依つて眼目を糊塗しようとする

してゐました、これをみた吾々は改造運動を一刻も早くやらねばならぬと決心しました、これ對内的理由の一つです、一方日支問題は世界の重大關心事となり、對外的に懸然として來まして、滿洲上海事變を契機として一層重大な事態に立至ると信じたのです、この大困難の危機を眼前にして無策無能、腐敗、墮落の支配階級は何等の對策をも示してゐない、こゝに於てこの支配階級を打倒して大改造を斷行する事の一日も早きを要するを痛感し、直に立つべきの決意に到達しました

問 その手段は？

答 その際主義、政策、言論等なまぬい手段で改造を計つてゐる時ではない、これを突破するには合法的手段は不可能である、吾々が直接行動を必要とした事情と手段を詳しくいひたいと思ひます

問 時間がないから簡潔にのべよ

答 人の権で角力をとらうといふ様ななまぬい考へはこの非常時には間に合はない、直に腐敗した支配階級が統帥權

干犯にまで立入つてゐるので、我々は起つて彼等を懲らしなければならぬ、然し乍ら吾々軍人が立つた場合、國家人心に及ぼす影響は實に重大である、ひいては皇軍の規律を紊し、上、大關心を備へ奉ることは恐懼の至りにたへないであります、それでも我々は何故にたゞねばならなかつたのか、自己の本分、校規も國家あつての事である、吾々が國家を度外視するものを除外し、陸々たる國運に導くためには一時的にこれ等を犠牲にするもやむを得ないと論じたのであります

とて又々維新史を引用し、第一先覺者の自覺、第二自覺者の實助、第三國民の奮起の三段論法をあげ、第二段が最も困難であり、第三段にうつる犠牲的捨石の價値を痛感したと述べ、「櫻田軍變は多數人の志士を以つて一伊井の首をあげたに過ぎない、然し其後に來りし者を見る時、櫻田軍變の價値は重大であつた、我々の立つべきは即ちこの精神であつたのであります」と斷ず

問 さうすると、それは一種の前衛運動か

答 はい、第一に刺戟を支配階級に與へて、その禍根を絶ち第二に眼つて醒めざる國民に巨彈を投じて大覺醒を促すのであります

X

X

午前の訪問を終り、十時五十分休憩、午後零時十分再開引越き務藤の訪問である、『原因、動機について尙述べたいことではないか』との問に對して『別段ありません、尙詳しい事は他の者が申し上げると思ひます』と答へ、法務官の訪問に對し『この大改造を斷言するものは吾等の軍部のものであると確信します、現在の支配階級である文官は明治維新以後漸次その本來の精神を離れてしまひました、吾々軍人の決心と覺悟を持つものが現支配階級の文官中に十人でもあつたなら國家改造はもつと易々たるものがあつたらうと考へる、陸軍の中では吾々の如き士官候補生ですらかくの如き旺盛な觀念を持つてゐました』

かくて訪問は愈々本筋に入り、まづ十一名が團結するに至つた原因動機に移り『私と藤原とは朋友の誼みで、まづ先に

菅波中尉殿の所説に傾聴しました、同志藤原も中尉殿に接近してから心から崇敬して互に心算に觸れること極めて大でありました、かくて昭和六年十月頃より吾々の動機により漸次同志は菅波中尉殿に接近するやうになりました、然るに餘り熱心な研究の結果、課程をおろそかにし、前申上げた様な感觸を受けるに至りました、かくて洗禮を受けたものゝうち吾々十一名は一致團結、目的に向つて邁進することを誓ひました』と答へ

問 被告同志十一名は二、三月ごろには準備さへなれば自ら立つてやる決心であつたのか

答 はい、その通りであります

問 海軍との提携はどうしてなつたのか

答 三月十八日雄健神社境内に於て集合した際、藤原が海軍が瞭解を求めて來るのは民間の井上日召一派が讀々檢査された爲め機は一日も延すことが出来ぬ、吾々とても同様の認識決心に達してゐるので、海軍が起つならば吾々としても好機であるから一致して起たうと提議し、一同これに

賛成しました。三月廿日の日曜日には吾々は外出出来ない
ので四十五期生の坂元を歩兵第三聯隊の安東中尉の許に送
り決議を傳達せしめました。然し陸軍側士官が海軍士官の
提案にはつきり賛成しなかつたので、吾々士官候補生は廿
一日東大久保百人町の空家で海軍の古賀中尉等と會見し四
月中旬より五月中旬の機會に於て決行する、武器は海軍側
から調達する事に決めた

問 海軍の勸誘が無くともやる積りであつたのか

答 はい決して海軍に引つられたものではありません

問 その時茨城の農民が騒起する事を聞かなかつたか

答 聞いた標に覚えて居ります

と答へ、神宮通りのそばは萬感庵で決行計畫の密議に入つ
た件及び豫め首相官邸の警備偵察を行つた事を語り、三月廿
七日池松武志と會見した時、古賀中尉より坂元兼一にあてた
手紙を渡された事など、同志の足取りに就て詳細な一問一答
が繰り返へされた

問 決行當日の状況はどうか

答 その前晩から申し上げます、五月十四日滿鮮旅行から同
志が歸つて来たので、私と金清とが留守中の打合せ事項を
話したところが、不幸にも旅行途中に傳染病患者があ
つた爲十五日は外出禁止となつたのです、これには困つた
が篠原から坂元に對し連絡を依頼したところ、十五日午前
十一時ごろ坂元は歸校し愈々決行だと申しました、この時
の主要目的は首相官邸、内相官邸、工業クラブの三つです
が、日曜日で閉鎖されてゐるので工業クラブをやめて政友
會を襲ふことになりました、集合時間は正午後五時となつ
てゐました

次でめざす人物、武器の配當等を明瞭に列挙して明瞭に答
へ、又年長者の命令には絶対に服従する事、其他特に士官候
補生に對する注意書として酒氣を帯びざる事、行動の敏速な
る事が示され、妨害者には匕首を使用する事になつてゐた、
とて公訴文にはピストルとなつてゐるが、これは誤りである
と訂正し、五月十五日午後四時廿分、普通の外出を裝つて學
校裏門から自動車で靖國神社の境内に到り、海陸の同志がさ

りげない風で三々伍々に集つて来た事を叙景的に述べ「五時
には同志全部の集合を見たので、圓タク二臺をつかまへ首相
官邸に向ひました」と答へ、海陸軍人の一團が首相官邸内を
殺氣をはらみつゝ、躍動した有様から犬養首相暗殺の模様を順
序よく詳細に説明する

問 被告の現在の心境はどうか

答 自分の國家改造の精神は今日と雖もいさゝかも微動もし
ません、「入りかはりくもてつくさばや、七度八度大和
魂」この決心であります、たと軍規をみだし、大御心をな
やまし奉りし事に對しては一死を以て答へ奉らんとする覺悟
即ち之であります

と決然として言ひ放つ、これを以て大體後映映前に關する
疑問を終る

篠原候補生の陳述

【陸軍側第二回八月二十七日午前七時五十七分開廷】こ

の日審理の順序として中島忠秋に先立ち元候補生篠原市之助
（三毛）が証言臺に立つ、篠原は先づ國家改造の意圖をいつごろ
から起して實行運動に至つたかを問はれ「吾々は市ヶ谷寮の
教育を受けた當時の第二中隊長大熊少佐殿（特別辯護人）から
教育をうけたが、皇室のため己の身を捧げるの士たれの觀念
を植へつけられ、士官學校は最後の陣地であると教へられま
した、その意味は世の中が如何に腐敗してもこゝだけは敢然
として最後の陣りとて國に赴かんとする意味であります」
と神武天皇遷都の詔勅等を引用して皇室を中心とする一君萬
民の思想を強調し「一君萬民とはあらゆるものを陛下に捧げ
る赤き誠の心を指導原理として皇室を戴き有色人種をアング
ロサクソンの膝下から解放し、東西文明の渾然たる融合を確
立すべきであると痛感した結果、この實現のためには皇室に
對し奉る現代の支配階級は絶対に許すべからざるものである
を知つたのです」と語り、ロンドン條約に關し菅波中尉の作
成せるパンフレットを後映映前より送られ、その精神に共鳴
し後映をうながして同道明治神宮附近の下宿朝日館に同中尉

を訪問したと述べ、菅波から一君萬民を基調とせる國體觀、腐敗せる現代の政治、經濟、維新志士、福澤武野、現代の腐敗した政治經濟の改造を斷行するものは吾々軍人において他にない事を聞かされ大いに共鳴したと述べ、榎原成郷氏の「自治民権」中には首肯し兼ねる點もあると非難、榎原成郷は奇人で、ヒントを與へるが實際については示さない、井上日召から事件に関しヒントを與へられた事は無い」と語る、問、被告は現代の社會狀態をどういふ風に認識してゐたか答、對外的に申上げると我國の外交は國體觀念が缺如し「百萬人と雖もわれ行かん」の氣魄なく一種の屈辱史であると

思ひます
とソウイニト及び支那の領土に於ける橫暴、對米外交の不振を痛罵して滿洲軍變はまさに天與の試練だと思ふといひ、日本と〇〇〇〇との衝突はさくべからざるものであると思ふが、かのスターリンのわが『寸土も譲らじ』の言葉は〇〇〇〇の政策を示すものである、〇〇〇〇は赤化の導火線である、と自己の見透し來れる〇〇〇〇の東方進出につき長

勝一席しアングロサクソンの前には三拜九拜し、その反面又那の背後に〇〇や〇〇の後押しあるに及ぶや、頗る謙歩的態度に出で南京事件の如き國辱を敢てした、支那の増長をこのまゝにしておいて何のアジア聯盟が出来やう」と土官學校々歌を引用して支那のレーニンを倒し、四億の民を任かして後に眞の提携が出来るのであると舌端はいよ／＼とさへ、且つ火をばくの雄辯をつゞけ、支那の軍隊編にまで及ぶ

更に論鋒を〇國に轉じ「〇國は日露戰爭時毎に日本を邪険物扱ひにし、我國の對面對支政策に干渉して來た、所謂モシントン條約で支那の請託を容れて我國を壓迫したではないか、現在では太平洋岸に大艦隊を集中し軍備を西海岸に集中してゐる、吾々は一九三六年近きを思へば海軍の優越なるうちに自主的國策に邁進すべきで、永遠の平和を東洋に確立し皇道を世界に宣布することを根本とするものである、これをなさんが爲めには現代の支配階級の軟弱不義を打倒せねばならぬと信ずるものである」と答へ、「國內の情勢はどうか」

の問に對し『政黨』財閥、特權階級は三位一體の妖雲であり毒索であります、これに先立ち統帥權問題について述べたいと思ひます』とフランスの水で咽喉を潤はした、統帥權を現在の政黨者流にゆだねる如きはもつての外の事であると論じ歐洲大戰當時ロンドンタイムスが書いた社説を引用し、吾等を國防に轉じて國體擁護、皇道宣布のための國防第一主義を熱心に主張する

篠原元候補生益々ピツチをあげ常陸丸事件、エムデン號等幾多の事件を拉し來つて説き去り説き來り、牧野内府の帷幄上奏阻止問題を叱咤して後、〇〇〇〇の空軍を語り、我が國の空軍兵力の貧弱は到底これに對抗すべからざるものだと嘆じ、飛行第四聯隊附であつた専門的知識を披露して滿廷を傾聴させた後『吾々は政治家を恨むものではなく、それを左右する制度を恨む、吾々は犬養閣下に何のうらみもない、寧ろ清廉潔白なる大政治家として尊敬してゐた、犬養閣下は首相として制度の上にあつた爲に倒れたのです、吾々は心から閣下の冥福を祈ると共に、政黨者は犬養閣下の死によつて

覺醒すべきであると思ふ、犬養閣下には誠にお氣の毒でした』と聲を震はせて『財閥のドル買問題はさもしい心です、儲ける爲には國家の事は考へない、明治精糖の脱税問題亦然り、然し彼等財閥が維新以來國家に備した功績も亦認めざるを得ないが、これも亦制度の罪である、然し制度も人によつてであるからその猛省を促したいと思ひます、政黨政治は自主的國策もなく、獨自の大政策を示してゐない、妥協と收賄を事とし、國民の信頼を失つてゐる、政黨が最早その存立の意義はない、黨勢擴張、政權獲得のためには國家も眼中になく、榎原總裁の如き國策遂行上重要な地位を政策的に軍送し大發展の礎石たる朝鮮統治に失敗をくり返して新附の同胞をして徒らに亡國の民たる怨みを抱かしめ、一方中商工業者、農民を塗炭の苦しみ陥れて顧みないのです、この儘で行つたならば百姓一揆の起る事は當然である、一揆起らば衛戍司令は吾々をしてこれに銃をむけしむる、即ち子が親を打つ、かくて兵農は分離し軍隊は破壊します』と斷ず

問 直接行動の根據は？

答 合法的手段では從來幾度試みても現代時局は矯正されな
い、これ直接行動の根據です、草刈少佐がロンドン條約に
憤慨して自及しても狂人として葬られてしまひました、吾
等は滿洲軍變で勃興した愛國熱を頼つて軍部と國民を結び
つける紐として起んとする決心をしました

朝香宮殿下台臨、傍聴遊ばさる

篠原の陳述は九時卅一分一時休憩となり、十時五分再開さ
れるや、長くも朝香少將宮殿下には歩兵第一師團參謀長の御
先導で法廷に台臨あらせられ、檢察官の直後の御席につかせ
られた、皇族方で軍法會議に御成り遊ばされたのは實にこれ
が初めての御事である、引續き篠原の詰問にうつり、究極の
目的と石關、八木、吉原、中島、金清等の同志糾合に至つた
經過を述べ、海軍側との連繫及産建神社の會合につき篠原の
申立と同一のことを陳述し、安東、中村兩中尉等から海軍と
提携して何かやるのならやめろと引止められたと語り、三月

廿日の會合から翌廿一日淀橋區東大久保の空家の會合、人員
の配置、武器の受授、襲撃當時の模様等、篠原の陳述と一致
した申立を行ひ、靖國神社集會から首相官邸討入りの情況を
詳細に述べ、恐怖混亂に陥入つた當日の官邸の模様を新たな
る記憶によびもどし、憲兵隊に自首するに至つた顛末を語り
民間側では奥田が三變をやる事になつてゐたと新しい事實を
陳述する

問 自首の考へは始めからあつたか

答 ありません、私達は死ぬ考へでした、首相官邸で自及す
るつもりでした

と覺悟の模様を語り、牧野内府をやらなかつたのは續にさ
はる點であると述べる、現在の心境を問はれて『事件以來一
年有餘の沈思冥想により益々信念を固くしました、然し國法
を犯し底線を極まし奉りたる罪は萬死に償します、一同打撞
つて自及し得なかつたのは残念であります、極刑に處して頂
きたくあります』と答へ、島田法務官之を反覆せしめれば、
篠原被告は頸筋を紅潮させて大聲これを反覆した。

中島候補生の陳述

午前篠原の陳述を終つて休憩の後をうけ午後零時十五分再
開、朝香宮殿下には御熱心に御耳を傾けさせられる、詰問は
中島忠秋にうつり、中島は先づ國家改革の思想動機、國體觀
念等については後藤、篠原と全く同一であると答へ、菅波中
尉の説を聞き國家改造の決心を固めた件に及び、『特に私は中
尉殿の人格に傾倒しました』と答へる

問 書籍は?

答 最も影響を受けたといふものはありません、現在の社會
状態については國運の進展を妨害する特權階級打破を痛感
する

この點は他の同志と全然同一であると答へ、『彌蒙の地下に
眠る廿萬の英靈を無視する屈辱外交には特に非常な不満を禁
じ得ません』と述べ、『十一名の團結力が崩れざるうちにやつ
た方がよいと信じた、又軍人が前衛とならねばならぬ點につ

いては、軍人こそ實行力を持つもので、且つ統帥權問題を痛
感してゐるのは吾々軍人である』と陳述『革命の客觀的狀態
は成熟した、吾々は財閥特權階級打破のため集團的アロを行
はんとするとの覺悟を篠原から聞き直ちに賛成しました』と
當時の模様を述べ、古賀海軍中尉に自らも必ず参加すると明
言した點を認める

問 襲撃場所を偵察したことがあるか

答 民政黨本部をもやる筈であつたので、四月某日、單獨で
同本部を視察しました

問 學校を出るときもつて出た短刀の使用目的は?

答 決行後自及する用意でありました、その短刀は祖母の體
り刀でした

それから圓タカを雇つたが、また時期が早いので市内をド
ライヴし靖國神社に引返して至誠の通せんことを祈り、午後
五時半ごろ政友會本部に到着し政黨本部襲撃に移つた件をの
べる

問 被告が手榴彈を投げたのは命令によるものか

答 私の獨斷でやりました、投げた箇所は、門を數歩入つた所で、爆發したのは玄關だと思ひます、政友會本部を引上げ警視廳に赴き、憲兵隊に向つたことを詳述する、法務官は中島が三本の短刀を所持してゐた點を追及すれば、後藤、篠原等と比較して左程雄辯でない中島は盛んに「もとへ」を繰り返して答辯を訂正補足する

問 自及を覺悟しながら自白した理由如何？

答 自及の機會を得なかつたからです

問 公訴事實につき異議はないか

答 手榴彈を投じたのは中村中尉の指揮だとありますが、あれは私の獨斷であります、その點訂正します

牧野内府をうちもらした點については前二人同様に残念に思ふといひ、現在の心境については『篠原同様信念に變りがないが、國法を犯した罪は極刑をもつてつぐないたい』と決然として、言ひ放ち、家族の事情については『私の祖父九郎兵衛は吉田松陰の東上には同じ萩藩の士として勇衛に同道した事もあり、父は教導團出身の軍人であり、代々武士道を尊ぶ

家族です』と家系をくさり述べて審理を終る

八木候補生の陳述

【陸軍側第三回七月廿九日午前八時開廷】 元士官候補生

八木春雄が訊問臺に立つ、八木は在學中昭和七年團體の研究に没頭した結果、學校の課程を怠り十七日の重謹慎に處せられた旨を従容たる態度で、然も少年らしい聲で答へ、革新に志した原因動機については『豫科二年生の頃、朝鮮問題に關心を持ち朝鮮行きを志願し飛行第六聯隊附となり内鮮融和につとめました、これが特殊な且つ根本的原因であります』と述べ國體觀は一君萬民を基調とするとの信念を披瀝し、『現今の社會狀態と軍人の使命については菅波中尉から何を聞いたか』との問に對して『軍人はこの腐敗せる社會狀態を打破し、指導すべきだといはれた様に思ひました、然し菅波中尉の話により今回の舉に出たのでなく、この事は全く自分一個の考へから發したものである』と菅波中尉の思潮を明瞭に

し、井上日召に共鳴した點を認め、社會狀態についての知識は主として新聞から得たと述べる『現在の窮狀を導いた原因は財閥、政黨、特權階級の腐敗にあるがその責任の一端はまさに國民にある、然して國民の無自覺の原因は社會教育の缺陷にあるとて郷里愛媛縣下起きた嶺山煤煙問題で、政黨色濃き某氏は三萬圓の收附をなし、縣政を忘れて會計側にも有利な解決をなしたのはその適切なる例であるとして、水戸黃門の和歌を引用して農村問題を論じ、東北地方の凶作に言及して農村の悲惨事に對する政府の對策を激越な口調でなじり、『朝鮮新附の民二千四百萬人の半分は抗日の分子である、また全鮮に起りつゝある共産主義運動は某國の指揮をうけて益々盛んであり、抗日と相ならんでその危機をまねいでをりま

廿分間に亘つて陳述、對外關係について
「○國について申上げたい、○國は歐洲大戰後○國に追隨するの餘り我國との多年の隘みを捨て手の裏を返す如くわが國に抗するの態度を取るに至りました、○國が持つた大なる領土から申しても日本との對立は必然的で、海軍では○國と○國との聯合艦隊を迎へる覺悟を持つてゐると聞いてゐます』初めて○國への敵對觀念を軍法會議に反響させ、士官學校候補生の愛國心が火の如く強い事を語り、十一名の同志が血盟して立つた經濟を述べ、その頃には自分達だけで革新運動をや

す、これは併合以來の亂暴な統治策に基くものであると信じ

るつもりだつたと當時の意氣を偲ばせ海軍側との提携については大體後藤、篠原兩被告と同様陳述をなす、かくて靖國神社集合から、第一組に屬して首相官邸に突入した件に及び若

て居ります、然して我が同胞の朝鮮人、支那人に對する屈辱

細に申立て『犬養閣下の態度は實に堂々たる立派なものであります、私は犬養閣下が話をすれば判るといはれたので聞

ために爲政者及び國民の猛省を促し、滿洲旅行中職跡をとむ

きたいと云ふ氣持が動きました、その途端に山岸中尉殿が

らつた時の感想を羨辭麗句な稍々センチメンタルな口調で約

「射て射て」と叫び、首相は顔をテーブルに伏せ静かに倒れ

「何も設けませんでした」と木曾首相の最期を敬虔な口調で稱揚し、警視廳から日本銀行へ乗りつけて襲撃し、引返して午後六時過ぎ憲兵隊に自首したとその日の行動の陳述を終る

問 被告は自らの覺悟を持つてゐたか

答 持つて居りました、全部著衣を新にし、腹には士官學校の印のある手拭を巻いて出ました、その際鉛筆で『一死以て盡忠』と認めました、手紙には後始末に金を送つて呉れとの意味を書きました

問 現在の心境は?

答 法華經に『わが身命を惜しまず、たゞ無常道を愛す』とある、即ちこれである、七度生れ來て皇道の爲に盡さん決心であります、去り乍ら犯した罪に對しては峻厳なる刑を持つて臨んで戴きたいと思ひますと肩を聳やかして言ひ放つた

石關候補生の陳述

又八木候補生の訊問について午前十時四十分から元歩兵第

七十三聯隊附士官候補生石關榮の訊問に入る、石關も同様昭和七年七月頃より國體研究に没頭し、士官學校の課程を怠つたため重懲罰に處せられたと答へ、國家革新の原因、動機に就ては歩兵第七十三聯隊在隊中安東中尉の思想に深く共鳴したが、統帥權問題でその覺悟を更に鞏固にしたと述べ、『明治維新の元勳が國體觀をかへたため日本をして歐米化せしめ建國の精神を忘却し、夫れが原因となつて現代の腐敗を招いたと思ふ、依つて吾々は閥族政治を打倒し昭和維新を樹立すべく決心しました』と語り、それより權藤成郷、井上日召との關係、讀書等について訊問があつたが、石關は北一輝

「日本改造法案」は軍人の氣に入りさうな所をわらつて書いてあるから不純なものだと喝破し、權藤成郷の著書「自治民範」も不純な點が多いとて一々實例を擧げて反駁、非常な早口で統帥權問題に論及して對外問題に轉じ『歐米諸列強が今や活路を支那に求めて侵略し來りつゝある時、日本は正にこれが防壁に任せねばならぬと思ふ、然るに現代の支配階級は國際協調の美名にかくれて退嬰的外交を事としてゐる、われ

われは滿洲事變によつて高揚された國民の心理に拍車をかける必要があると痛感しました」と現代支配階級に何等高遠の理想なきを難じ、政黨は財閥と結託し政治を私してゐる所謂政治に過ぎないと幾多の疑獄事件を引用し『特種重大なのは賣動事件である、天岡總裁が大權を濫し奉りし罪は萬死に値する、天皇陛下より賜はる名譽の勳章を賣買に供したことは痛恨に堪へません』と綿々として政黨の罪惡を辯じ立て政黨がたゞたゞ資本家の救済にのみ没頭しつゝある醜態を見よと痛烈に駁撃する、續いて思想問題に轉じ支配階級に定見なしと斷じ『特種階級は無氣力にて獅子身中の蟲である、殊にその一部は貴族院に蟠居しては政黨に對してその分け前を強要してゐるのは不都合にして且つ不見識極まるものである』とユーモアたつぷりにジヤナリスチックな口調で述べ、更に議會に認めるが議會政治の政黨政治は否認すると述べる、島田法務官同志團結の經過を買すと『始めは二十名あつたが昭和六年十二月學校當局の彈壓により現在の十一名が目的を死守することになりました』と語る

海軍側との提携聯絡を詳述して、待愈々五・一五の當日を迎へ遺書二通を認め四十五期生にまぎれて清國神社に赴き首相官邸に向つた光景を陳述、『首相を澄見した時自分が敬禮すると首相も親しげに軍隊式に舉手した』と當時の光景を偲び、幾度か繰り返された首相暗殺の陳述を新たなる感懐を以つてしんみりと申し立てた、かくて警視廳をも襲撃せし牧野内府邸應援の申出でも拒絶されそのまゝ憲兵隊に至つたことは自分も非常に残念に思ふとその意志を語り、襲撃の目標について全然海軍側に委せ切つたのは吾々の失態であると思ふと述べる

問 被告の知つてゐる陸軍將校の同志及革新の意識を持つものはどの位あるか

答 私の知つてゐるのは首波、大倉、村中、安東各中尉殿ですが、國家革新の意識は全陸軍の將校方が持つてゐられると信じてゐました

問 遺書はどこへ出したか

答 教官、兩親に宛てたもので、校内自室の毛布の中に入れ

て蔵つた、父母に對しては自分は戦死したとあきらめて呉れと書きました

問 現在どう思つてゐるか

答 陛下をなみし國民を塗炭の苦しみに陥れるものに對しては七度生れ變つて膺懲したいと思ひます、併し吾々の行動によつて國民生活が幾分でも改造されたなら満足であります、それだけです

この時首原辯護人から議會政治不認の點について被告の意見を聴し、行動一切を海軍側に委任した點は遺憾であるとの陳述に就ての辯護人の質疑に對し「自分等は櫻田門をやるつもりだつたのに海軍側は戒嚴令を目的としてゐた、之は自己等の考へなかつた事で、統制上海軍の自首に服したが、思へば自及しえなかつた事が残念であります」と海軍側との相違點を明かにし午後零時四十三分閉廷、審理を終る

金清元候補生の陳述

【陸軍側第四回八月一日午前八時開廷】 元歩兵第七十七聯隊附、士官候補生金清元の訊問に入る、今回の擧に出でた原因は一に建國の精神高揚に發念したものである、と冒頭して國際聯盟に言及し、國內情勢を痛憤し財閥特權階級は天日

を覆ふ妖雲であると斷ず

問 國民精神の頹廢といふことを被告はどう見るか

答 國民中特に學生が放縱墮落してゐることを最も痛感してをりました

問 被告は決死の覺悟であつたか

答 勿論であります、萬死を期してをりました

問 平常何ういふ人物を崇拜してゐるか

答 西郷先生であります

問 被告は勳章の寫しを常に身につけてゐるといふが本當か
答 本當であります

問 被告は日頃沈黙家だが實行力に至つては十一名中の誰れよりも勝れ實行の點では同志から内々尊敬されて居り、若し被告が居なかつたら今回の結束も六つかしかつたといはれてゐるが左様か

答 解りません

問 現在の心境は何うか

答 何うしてもやらなくてはならぬと思つてやつたので、若しこの上あゝいふ状況に遭遇したならば何とでもやる考へです、國法を犯し軍規を紊し、校規に反キ宸翰をなやまし奉つた點につきましては申譯ありません、然し建國の精神發揚のためには生き代り死に代りこれを實行せずには已みません、行動を省れば物足らぬ點が多いのです、何うか嚴罰に處して下さい
と甚く無氣味な壓力の籠つた調子で心の底を打ちあけた

野村候補生の陳述

金清元候補生の後をうけて野村三郎の訊問に入る、野村候

補生は例を和蘭に引き、和蘭が十七世紀大艦隊を擁し乍らスペインと妥協し軍備を縮小し國內には財閥特權階級が私利をほしいままにした爲に没落したとてこれを現在の日本と對照し悲憤慷慨、國民精神の頹廢によりアメリカナイズされた國民の風俗習慣、カフエーの激増、エログロの横行を罵る

問 政黨の腐敗については何うか

答 文部大臣の覆轍事件、私鐵疑獄等枚擧に遑なく、巡查巡自分達腹心のものをして固めるといふ状態であります

問 直接行動に軍人が主體とならねばならなかつた理由如何

答 外の者では實行力が無いからです

問 士官候補生の立場から見て何うか

答 士官候補生が起てば一般青年將校間に激る澎湃たる空氣に點火出来ると思ひました、これ以上申上げたくありません

問 自首した理由？遺書をかいたか

答 討死の覺悟でありましたがその機を失した爲統制に従つて自首してしまひました、別に遺書ではないが決行の前日

戦争で死ぬのも國家革新で死ぬのも同じであるといふ意味の手紙を實家へ出しました

問 現在の心境は？

答 何處までも初志を貫徹したいと思ひます、軍規紊亂に就ては誠に申譯ないと思ひます

西川候補生の陳述

【陸軍側第五回八月二日午前八時開廷】 元歩兵第七十九聯隊附西川武敏元候補生が立ち、牧野内府官邸襲撃事件が初めて題上に上る、西川元候補生は國家意識にめざめた遠因として

一、父が戸山學校で軍神橋大隊長の教導を受け、自分もその精神を受けつたこと

二、自分が育つた熊本幼年學校には君國のためには素より、人のためにも義によつて喜んで死につく武風のあること等をあげ、これ等が影響を興へてゐると冒頭し『共産主義者

の赤旗の歌をしり彼れ等の決心が如何に強固であるかを知り

皇國日本の先途に深憂を抱くにいたりました」と自己の國體觀を付録する四つの理由を述べ、昭和五年頃から我が國の社會狀勢に關心を持つに至つたとて、政黨財閥を痛刺、痛論し軍備の必要を強調し、國體警察の無能なる今日軍備は一日もゆるがせに出來ないとし更に外交教育問題にまで言及して『赤い大學教授を處分する事さへ出來ない我が國の教育はなさない次第であります』と社會各般の行づまりは重大なる轉機を必要とする事を考へるに至つたと五・一五にいたる迄の自分の思想的足跡を描き出す

問 被告は死ぬ覺悟があつたか

答 勿論死ぬつもりでした、然し大正十三年にも無名の青年が死し、草刈少佐も死んでゐるがその反響は少かつた、だまつて死ぬのは大死に等しいと思ひました

かくて軍部内にみなざる國家革新熱の一端を暗示しそれより事件當日に至る同志との連絡交渉を簡單明瞭に肯定し内府官邸と警視廳襲撃の模様を述べ、その時は全く夢中だつたと當

時の心境を正直に述べる

問 決死の覺悟はもつてゐたか

答 勿論その覺悟でした、まつ學校を出るとき人名簿を全部破り實家へ手紙を出しました、實家の方へは昭和六年頃から手紙で暗示しておいたので、多分知つてはゐた事と信じます

問 現在どう思ふか

答 夢中でやつたとはいへ至嚴なる軍律を亂し國法にそむき自乃の機を失して申譯ないと思ひます、然し身は亡んでも楠公七生の大精神に生きて行きたいと思つてをります』と露涙共にくだりつゝ言ひ切る

菅候補生の陳述

西川元候補生の後をうけて、元飛行第六聯隊附菅勲の訪問に入る、その家柄を明らかにし、國家革新の動機は陸軍士官學校豫科を卒業の際、聯隊中に思想容疑者があると聞き關心

を持つたが軍隊教育の信念は國體國念の徹底にありと信じ、

その研究の結果、現状打破をなさねば今後の軍隊教育は不可能だと思つた、又徴兵忌避の思想には少年時代から痛憤してゐた、と一氣に農村の疲弊全國にみなざる赤化思想は亡國の前兆であると斷言、讀書についてはフランス革命、支那革命明治維新史等革命に關する本を挙げ、『結局の目的は大義を世界に宣布すること、直接の目的としては國家革新の火蓋を切るにあつた、而して直接より結局に至る間の建設は覺醒せる國民の手によつて工作されると考へた』とその確信を披露し、決行當日の要領書中に年長者の指揮命令には絕對服従の事とあり、この觀念がこびりついて離れなかつた爲め行動を拘束されたのは今に至つて残念であると言ひ、牧野内府は當然殺害するものと思つてゐたのに古賀中尉から單に威嚇にとどめると聞いて意外且つ残念に思つた、と内府官邸、警視廳襲撃の模様を語り『修養不足のため實行不徹底ならしめ、特に君側の奸牧野を道がしたことは思ひ出すさへ切齒扼腕に堪へません、初志を貫徹する爲めには倒れて後止むの覺悟で

あります、然しながら眞實をなやまし奉ることは恐懼に堪へません十分覺悟してをります」とあくまで牧野内府を暗殺しなかつた點を心から口惜しうに述べる

吉原候補生の陳述

【陸軍側第六回八月三日午前八時開廷】 政友會機關に參加した元野砲第一聯隊附吉原政巳 元候補生の訊問に入る、吉原は聯隊勤務中現役生中には思想容疑者は殆んど皆無であるが、警後備兵に多くこれを設見した、これは一に社會生活に發芽するものであると察知、漸次社會問題に深く注意を拂ふやうになつたと行動參加の遠因を挙げ、幼時より大西郷崇拜の雰囲気やうな人物の必要を痛感した、現代日本には小剛巧な人間は要らない、群首に評される巨象の如き馬鹿を必要とするとして南洲翁の名も金も地位も命も要らぬ人は始末に困るが、さういふ人でなければ國家の革新は出来ぬ』の言葉を

引用し、現代日本の地位高きものが國家の面目を踏みにちる不都合を痛嘆し、敬虔な心なきものに人格なしと斷じ物質文明横風の非を鳴らし、盛に雄大な形容詞を交へて滔々千萬言を發す雄辯を揮つて滿廷を傾聴させ、直接行動の動機原因を關係的に六ヶ條に互つて列挙し、士官學校砲兵科の首席として恩賜の光榮を二ヶ月の後に控へ乍ら五・一五に参加しただけに頭の芽えを見せ論旨堂々約一時間に互つて一氣に事件參加の理由を説述し、同志との團結、海軍との聯絡經過を他の同志同様陳述し、決行當日の午後四時頃行動に参加すべく自室に於て盟友野村の肩をたゞき『二十二年の生涯は今日で終りだ、もう逢へないぞ』といつて別れたと死田に上る青年の感慨をもらし法廷を肅然とさせた『變聲の目標は概ね適當であるが農民隊の變電所變聲は吾々にとつては無意味であると思ふ』と述べ牧野内府を殺さなかつた事は當時非常に残念であつたが行動が失敗したとは思はない、國民への警備を亂打した點は効果があつたと信ずると一寸他の被告と違つた答辯をなし最後に心境を問はれ『今獄窓にあるが往時の赤誠は日

日に固い、軍規を紊し國法を犯した罪は何とも申すありません、犬養閣下變聲の斷何の恨みもない巡查田中五郎氏を殺害したのはお氣の毒に思ふ、田中氏も又國家の爲に罷れた一人であります、今は只皇道の大義に遵進せん事を期してゐるのみです』と熱涙を落しつつ心底を披露し特別辯護人細見少佐より決行當日の心境その他について問はれるやこれ又明快に答へる

坂元候補生の陳述

吉原候補生の陳述終るや同志十一名の殿として同志の團結海軍側との連絡に重大なレボの役割をつとめた元歩兵第七十五聯隊附坂元兼一候補生の訊問に入る、坂元は『公訴狀の中に革命なる言葉があるがわが國でこの語を使用するのは不穩當である、我々は革新又は維新といふ意味であると異議を申立て、行動參加の原因として熊本幼年學校校歌の一節を引用し現代教育は智的方面にのみ流れて國民道德の涵養を缺き、

師範學校卒業の入營兵中教育勳語の書けるものは一人もなかつた、小、中、大學を通じ入學が賄賂で出来ること、官立學校で日本精神のない教育が施されてゐる、その明瞭な事實として最高學府を出た大臣、代議士が議政壇上で醜態極まる言動に没頭してゐる、最高學府は、左傾思想赤化主義者の製造所となつてゐる、小學教員の赤化は農村疲弊にその原因があると指摘する、その外の認識は外の同志と同様であるとなし意見を述べない

問 海軍と提携した理由如何

答 昭和七年三月十九日海軍の將校から士官候補生に對し面會を求めて來たのは連絡をつけたい爲だと思ひ翌日歩兵三聯隊に行つて安東中尉殿と話してゐると中村海軍中尉殿が來られて『海軍は近くやる積りだが陸軍はどうかと陸軍側將校に聞いた處陸軍側では何にも返事がなかつた』と云はれたので私は中村中尉殿を別室に招き我々十一名は參加したいと希望すると、中村中尉殿は『我々は陸軍の軍服を著けた人の參加を望む、武器は三月末上海から凱旋する部隊が

標旗を持つて来る筈だ」と語つた、その日陸軍の青年將校の方が私に向ひかゝる重大事を種々に行つてはならないと注意されたがそれには賛成出来なかつた、折柄相澤少佐殿が見え、中村中尉殿に向ひ『直接行動など非合法的事をしてはならない』と宥めてゐた、中村中尉殿が歸られてから中村中尉殿は私を別室に招き、今日の話は外の候補生には口外してはならぬと云はれ、その夕刻同中尉は學校に來て再び固く口止めされましたが、その時はもう他の同志に話してしまつた後でした

問 相澤少佐が注意した時中村中尉は國家の爲むを得ず外道になるといつたさうだが？

答 そんな事を云つた様に憶へて居ます

東郷元帥を擁し戒嚴令奏請の計畫

かくて海軍將校と陸軍士官候補生との連絡が坂元の手によつて完成し、翌十一日の會合に至つた筋を順序よく述べ、三

月廿七日の古賀中尉との密會神宮外苑繪畫館前の街頭連絡に當つた事を述べ『舉行當日は首相官邸と内府官邸警察隊は一丸となつて東郷元帥邸に到り、同元帥を擁して宮中に參内、戒嚴令の發布を奏請し、種藤成郷を陸相官邸に招じて國家收造の指導に當らしめ、投獄されてゐる血盟團員を刑務所から出し、尖銳部隊に配屬せしむる計畫であつた』と驚くべき當初の計畫を述べ、蘭廷息を殺して傾聴する

問 牧野を殺害しない理由は？

答 警視廳の決戦に備へる爲古賀中尉から單に威嚇に止める

と云はれ意外に思ひました

問 被告は犬養首相暗殺についても責任を持つか

答 全部共同の責任であると感じてゐます

問 牧野内府を討ちもつた事については？

答 牧野内府をやらなかつた事は非常に残念で、刑務所に入つてからもずつと自實の念にかられてゐました

問 現在の心境は？

答 信念は皆同じであります、大元帥陛下の宸議を儘まします

り申請ありません、私共の精神は我々が先驅となつて國民一致起つてくれたなら喜んで服します、然し革らない先には七生この擧を續けます

と云ひ放ちこれにて陸軍側個人審理を終り、島田法務官は一同を起立せしめて後藤映範より順次補充陳述をなさしめた

陸軍側の論告と求刑

陸軍側被告十一名に對する勾留檢察官の論告、求刑は八月十九日午前八時から一時半に亘り、青山第一師團軍法會議所で行はれた、その要旨並に求刑結果は次の如くであるが、右は九月七日の海軍側、十一月下旬の民間側求刑を前に頗る注目すべきもので、同檢察官は「陸軍側被告は決行に方つてはその首魁に非ざる事は勿論、謀議參與、群衆指揮に加はらず、單に與へられたる計畫に基き諸般の職務に従事したるものと斷じ、陸軍刑法第廿五條第二項後段三年以上の禁錮若くは懲役刑に處す」を選擇してゐる

緒言

是より元士官候補生後藤映範外十名に對する反亂被告事件に付主任檢察官として事實及法律の適用に關し意見を開陳せんとす

顯れば明治十四年十二月陸軍刑法の制定を見尋十五年一月

一日より之を施行せられ同法犯罪の首位に叛亂の罪を置き嚴罰を以て之に應み越えて明治四十一年同法の改正を見たるも其の第二十五條叛亂の罪に付ては舊法に比し僅かに一部語句の修正ありたる外其の趣旨形體共に何等變更を見ず蓋し以て反亂罪が陸軍刑法上最大の事犯たる所以を知るべきなり而して前示舊陸軍刑法の施行に次ぎ明治十五年一月四日畏くも明治天皇は親しく陸海軍人に對し聖諭を垂れ賜ひ爾來茲に五十

年陸海軍人は只管理論を畏み夙夜奉職して替々肩膊に努め専心一意其の職務に精勵し以て力を國家の保護に致し爲に日清日露の兩戰役を経て益々皇基を恢弘し愈々國威を宣揚したるのみならず終始一貫克く軍紀の恪守に努め又常に國民の儀表として自ら其行動を慎み未だ曾て陸軍刑法叛亂の罪に該當するが如き重大事犯の發生を見たることなし然るに今回被告人等士官候補生十一名が海軍將校等と共に本件事犯を惹起したるは其の原因動機及目的の如何に拘らず眞に昭和聖代に於ける一大痛恨事なりといはざるべからず

本職は當事件に直面しこゝに本事件を論斷するに當り誠に悲痛措く能はざると共に事件の重大性に鑑み特に其の眞因を檢討闡明し以て將來斷じて斯る事犯を反覆せしめざるの用意に資するの必要なるを確信するものなり以下

- 第一 事實論
- 第二 法律適用論
- 第三 情狀論
- 第四 求 刑

の順序に従ひ意見を開陳すべし

【第二】 事實 論

- 一、公訴事實に關する證明に就て
本件公訴事實に付ては
 - 1 當公判廷に於ける各被告人の供述
 - 2 當公判廷に於て證據として取調べられたる
イ、陸軍士官學校長の當軍法會議警備審官宛送付の被告人十一名に係る各身元調書
 - ロ、同學校長の當軍法會議檢察官宛被告人十一名に係る士官候補生退校の件通牒
 - ハ、陸軍省人事局補任課長の當軍法會議檢察官宛被告人十一名に係る士官候補生免除の件通牒
 - ニ、當軍法會議警備審官の被告人十一名に對する各訊問調書
 - ホ、同警備審官の證人池松武志、古賀清志、中村義雄、三上卓、黒岩勇、山岸宏、村山格之、菅波三郎、安藤輝三、日野藤市、村田嘉幸、田口早太、平山八十松、橋井龜一、

長坂弘一、高橋鶴、新堀虎吉、山田穰、湯口作松、安藤康壽、木下尙忠、伊藤梅次郎に對する各訊問調書
 ヘ、東京地方裁判所豫審判事の爆發物取締罰則違反、殺人及殺人未遂被告事件被告人橋孝三郎、後藤陽彦、林正三、横須賀喜久雄、小室力也、矢吹正吾、塙五百枝、大貫明幹、高根澤與一、奥田秀夫、證人岡田松一、菊地岸郎、森川泰右、澤田康三郎、加藤正に對する各訊問調書の謄本
 ト、東京地方裁判所檢察事の温水秀則に對する聴取書の謄本
 チ、當軍法會議警備審官の内閣總理大臣官會、内大臣官會、立憲政友會本部、警視廳及實行計畫案と關する文書に係る各檢證調書
 リ、青山徹藏の犬養毅死體檢案書
 ヌ、醫師工藤惟之の田中五郎死亡診斷書及平山八十松診斷書
 ル、同岡本良三の田中五郎死因等に關する鑑定書
 ヲ、同秋谷良男の橋井龜一及長坂弘一各診斷書
 ワ、同島海照雄の高橋鶴診斷書

カ、藤田儀治、中村康平、古道文次、山口彌太郎の各始末書
 コ、陸軍司法警察官の被告人十一名に對する各自首調書
 タ、海軍中尉三上卓等反亂被告事件に付東京軍法會議（海軍）に於て證據物として押收中の
 手榴彈一個（第二八號證）
 拳銃十二挺（第一號證乃至第二二號證）
 短刀七口（第二〇號證乃至第二六號證）
 レ、當軍法會議警備審官の押收に係る
 手榴彈破片
 等に徴し其の事實極めて明白にして即ち本件公訴事實は全部に涉り其の證明十分なりと認む從て該事實の各部分に對する各個の證據に關しては之が説明を省略す
 二、本件事犯の重大性に就て
 本件事犯は被告人等が我國内外の情勢に照し那家の前途を憂ふると共に我國現代の支配階級を以て孰も腐敗墮落して私利私慾等に没頭し國防を輕視し國政を紊り國家の進運を阻害し民福の増進を度外視せるものと爲し茲に直接行動に依る國家

革新を企圖し更に海軍將校等と結び相集團して兵器を執り白晝公然内閣總理大臣官邸に亂入し畏くも、天皇陛下の御親任に依り、國務各大臣の首班として國務の樞機を掌り機務を奏宣するの職に在る内閣總理大臣を殺害し又帝都警察機關の中樞たる警視廳を襲撃し更に日本銀行其他を襲撃して輦轂の下を騒がし帝都の治安を害し人心を極度に不安に陥れ國家の秩序を紊し社會の安寧を害したるものにして國法元より之を禁し道義又斷じて之を許さざる政治的社會的重大事犯たるは勿論其の行動たる我國建軍の本旨に反し軍人の本分に背き軍紀を紊ること甚大にして軍事的にも又絕對に許すべからざる重大非行なりとす抑統帥權は天皇御親ら其の大綱を擅らせ給へる所にして軍隊及軍人は總て絕對に統帥權の節度に服すべく斷じて妄りに行動すべきものに非ず又軍紀は軍隊成立の大本にして實に軍の命脈なるが故に軍人は上將帥より下一兵に至る迄脈絡一貫克く一定の方針に従ひ衆心一致の行動に出づるを要し且時と所とを論ぜず上下齊しく法規を恪守し熱誠以て軍務に努力し命令必ず行はるるを要す而して軍紀が如何に

軍隊成立上重要なかに付ては憲法第三十二條に於て「本章に掲ぐる條規は陸海軍の法令又は紀律に牴觸せざる限り軍人に準行す」と規定し以て憲法第二章「臣民權利義務に關する條規」も軍の紀律に一步を讓るべきを示し又陸軍刑法第二十二條に於て「多衆共同の暴行を鎮壓する爲又は敵前に在る部隊の急迫に臨み軍紀を保持する爲やむを得ざるに出でたる行爲は之を罰せず」必要の程度を超えたる行爲は情狀に因り其の刑を減輕又は免除することを得」と規定し更に同法第二十三條に於て「前條の規定は刑法又は他の法令の罰となるべき行爲に亦之を適用す」と規定し以て總ての刑罰法令に於て罪と爲るべき行爲に付ても軍紀保持の爲なるときは一定の條件の下に之が特例を認めたるのみならず陸軍刑法各本條は總て軍紀保持の見地より之が規定を設けたるものなるに徴し明白なり、而して軍紀保持の要道は服從に在るが故に軍人は常に至誠上長に服從し必ず其の命令を遵守し至嚴なる軍紀の保持に努めざるべからず

從て被告人等が統帥權の發動に依らずして私見に基き軍力を

妄用して本件直接行動を敢行したるは其動機目的假令愛國の至情に出でたりとするも其の國禁を犯したるものなれば勿論統帥權の節度に反し軍人の本分に背き軍紀を紊りたる重大非行なりと言はざるべからず

三、本件事犯の動機に就て

1、直接行動決意の動機

被告人等は豫て士官學校等に於ける訓育指導に依り軍人精神を涵養し國體の特長建國の本義を明かにし皇室及國體に關する思想信念を強め有事の際奮て國難に赴き喜んで大君の馬前に覽るるの殉國精神を體得し更に書籍其他に依り之が思想信念を鞏固ならしめ一面我國現下に於ける内外の情勢を知るに及び軍事外交、思想經濟等各方面共至大の難局に在るを觀取し愛國の念禁ぜらるるものあり漸次政治的方面に關心を有するに至り而も支配階級に關する現在の政黨、財閥及一部特權階級を以て孰れも腐敗墮落し相結託して私利私慾黨利黨略に没頭し國防を輕視し國政を紊り爲に外は國威を失墜し内は國民精神の頹廢農村の疲弊中小商工業者の窮乏を來したるもの

と爲し此等支配階級に對し不滿を覺え茲に時勢を革正して建國の本義を明徹ならしめんが爲遂に國家革新の思想を抱懐するに至り遂に此等支配階級を打倒し國民を覺醒せしむるの必要なるを思ひ之が爲には直接行動に依るの外策なしと爲し互に相團結し更に海軍將校等の勳務に應じ之と提携し以て本件行動を敢行したるものなり想ふに被告人等が士官學校等に於ける訓育指導に依り殉國精神を體得鞏固ならしめたるは帝國軍人として近く將校に任せられんとする地位に在りたる者として當然且緊要のことにして且我國現下の情勢は實に内外各方面共に至大の難局にあり従つて國民は正に上下舉つて協力一致し此の難局打開に邁進せざるべからざるの秋なるを以て被告人等が那家の前途を憂ふるに至りたる亦蓋し當然のことなり

而して所謂支配階級の腐敗墮落等に關しては果して斯る事實の存するや否や今茲に論斷すべき限に在らずと雖其の存否如何に拘らず新聞雜誌其他の出版物又は人言に依り恰も此等事實の存するかの如く廣く世上に流布せられ之を信するもの

亦勝からざる現況なるが故に被告人等が斯る事實の存在を眞なりと信したるは毫も異とすべきにあらざつて斯る事實の存在を信したる被告人等が愛國の至情に基き此等時弊を革正するの必要を感ずるに至れる蓋し已むを得ざる所にして之が爲更に國家革新の思想を抱懐するに至れる亦免れ難き所なりと謂ふべし

2、直接行動決行の動機

被告人等の國家革新の思想は更に進展して直接行動に依り所謂支配階級を打倒せんことを企圖し互に團結するに至りたるも由來被告人等は孰も常に士官學校内に起居し日夜嚴密なる監督の下に在りたる爲被告人等のみを以て決行せんとするも之に必要な武器資金等の準備頗る困難にして且被告人等は未だ何等の計畫準備を進めたることなきものなるが故に被告人等のみ依る直接行動は頗る實現性に乏しかりしものと云ふべく従て被告人等の直接行動決行の動機は海軍將校の勳勝に在りたりと謂はざるべからず

四、本件事犯の目的に就て

所謂支配階級を打倒して國家の現狀を革新せんことを企圖したるに出でたるものにして其の原因と目すべきもの次の如し

1、國防輕視に對する不満

凡そ軍人は世論に惑はず政治に拘らず其の職を守り其の職を盡すを以て第一義とすべきは勿論なりと雖其の職分は國家の保護に在るが故に事苟も國防に關する限り假令政治的問題に付ても全然之に無關心なる能はざるは蓋し免かれざる所なり而して世界大戰後我國民の間に於て或は軍備縮小を以て世界の大勢にして平和の由て來る所なりと爲すものあるに至り更に一面國家財政の不如意と相まつて政黨政治家等の間にも我國軍備の縮減を唱ふるものあるに至り殊に海軍軍縮問題に絡み統帥權干犯問題を生ずるありて爲に軍人の心意を刺激し被告人等又痛く之が刺激を受けここに政黨財閥特權階級等が私利私慾の爲國防を輕視せるものと爲し之に對し深く不満を覺え更に此等支配階級の腐敗墮落を信するに及び深く之に對し反感を抱くに至りここに此等支配階級を打倒し以て國民を覺醒せしめんことを企圖す

本件直接行動は被告人等が我國内外の情勢に照し那家の前途を憂ひ茲に速に所謂支配階級を打倒すると共に之に依り一般國民を覺醒せしめ國家の現狀を革新して建國の本義を明徴ならしめ以て皇道を宇内に宣布せんとするに出で其窮極の目的は國家の隆昌發展を期するに在りて全く愛國の赤誠に基く純眞無垢のものたること極めて明瞭にして又其の決行に方りては只々國家革新の捨石となり其の豫期せる警官隊との決戦に於て討死するの覺悟を以て之に臨み且其の革新後に於ける地位等に關し何等野望を有したるものに非ず眞に一點の私心を有せざりしものなり

惟ふに我國は上に萬世一系の皇室を奉戴し建國の昔より君民一體實に萬邦無比の國體にして國民は正に克く建國の精神を體し天壤無窮の皇運を扶翼し奉るべきの使命を有す、從て國民をして眞に其の使命を覺醒せしめんとする被告人等窮極の目的は寧ろ時世に適切なるものと謂はざるべからず

五、本件事犯の原因に就て

本件事犯は被告人等が我國内外の情勢に照し直接行動に依り

るに至りたるものなるが故に本件事犯は此の國防輕視に對する不満に端を設したるものに外ならず従つて此不満は即

本件事犯の要因なりといはざるべからず

2、紀律的精神修養の輕視

凡そ軍人は職として國家保護の任に在るものなるが故に常に殉國的精神即職分の存する所當て困難に赴き身命を君國に致し水火尙辭せず悦んで任務に馳るゝ信念を鍛練せざるべからざるは勿論なるも一面至嚴なる軍紀の下に在る者なるが故に常に紀律的精神即職分に鑑み任務に照し克く上段に服従し法規を恪守し責を重んじ分を守るの觀念を向上せざるべからず而して此の兩者一結融合して始めて其の使命職分を全うすを得べく若し徒に殉國的精神の鍛練に偏し紀律的精神の向上を忽にせんか時に血氣に走り軍紀を紊るに至るが故特に戒慎を加へざるべからず、然るに被告人等は豫て明治維新史等を讀み深く幕末志士の殉國的言行に感激し強く之が感化を受け慷慨死に赴くを以て軍人の本領なりと爲し遂に志士の氣風に走り爲に至嚴なるべき軍紀も亦我

國現在の難局打開の爲には介意の要なしと爲し茲に直接行動を企圖するに至りたるは畢竟被告人等が紀律的精神の修養を輕視し之が向上を忽にしたるに因る者と謂ふべく從て其の紀律的精神修養の輕視は本件事犯の一因なりと謂はざるべからず

3、國法及軍紀の輕視

凡そ國民は國法を尊重し敢て違はざらんことを期せざるべからず殊に軍人に在りては軍人罰法に於て「法律規則に違犯し罪を國家に得るに至つては父祖を辱しめ家聲を汚し醜を後世に遺す獨り其身現在の恥辱のみならずるなり況んや重罪の如きは各人天賦の公權をも剝奪せられ世に立ち人に接するも總て對等の權利を得ざるに至るに於てをや名譽を尙とび廉恥を重んずるの軍人に在りては殊に戒慎を加へざるべからず就中陸軍刑法は軍隊の害を爲す者を懲す爲めに特に設けられるものたるを以て其の刑亦頗る嚴なり軍人にして之を犯せば實に本分を誤り軍隊の安寧を害するのみならず遂に世人の信用を損し陸軍の榮譽を汚す等其實更に重

し平素自ら戒勵し決して違犯すべからざるものなりと定められ且之が遵守を宣誓せるものなるが故に特に國法を尊重すべきは勿論其行動は嚴肅なる軍紀に依り律せらるべきものなるが故に常に軍紀を尊重し克く上長に服従し法規を恪守すべく決して自恣的行動を許容すべきものに非ず從て恣に徒黨を結び集團的行動を敢行するか如きは特に國法を尊重し軍紀を恪守すべき軍人の斷じて容許すべきものにあらずること論を俟たず

然るに被告人等は本件直接行動が國法に觸れ軍紀を紊り且大權に依らずして行動するものなるを知りながら我國現在の難局打開の爲には何等介意すべきにあらずとし且事實上之を敢行するに至りたるは畢竟被告人等が國法及軍紀を輕視したるに因るものにして是亦本件事犯の一因なりとす

【第二】 法律論

一、被告人等の身分と陸軍刑法の適用に就て
被告人等十一名は孰も本件直接行動敢行當時士官候補生たり

且陸軍士官學校本科生徒たりしものなるが故に陸軍補充令第百十五條兵役法施行令第二條等に依り陸軍所屬の生徒たりしこと明瞭にして從て陸軍刑法第九條第一項第一號に所謂陸軍所屬の生徒に該當するのみならず同條第二項に基き命令即明治四十一年勅令第二百五十五號（陸軍刑）を用せざる陸軍所屬の學生、生徒に關する件）に依り特に除外せられたるもの（陸軍各部依託學生、生徒）に非ざるが故に陸軍刑法上陸軍軍人を以て律せられ從て當然陸軍刑法の適用を受くべき者なること論を俟たず

二、被告人等の行爲と反亂罪の成立に就て

被告人等十一名は前述の如く陸軍刑法上陸軍軍人を以て律せらるる身を以て政黨、財閥及特權階級等の支配階級に對し共力して直接行動を敢行する目的の下に同志として互に團結したる上更に同種の目的を有する海軍將校等と提携合同し相共に手榴彈拳銃等を携へ且此等を使用して本件直接行動を敢行したるものにして其の行爲は當然陸軍刑法第二十五條の罪即反亂罪に該當するものなり

即ち陸軍刑法第二十五條の罪即反亂罪は陸軍軍人（一）黨を結びたること（二）兵器を執り反亂を爲したることの二箇の條件を具備するに依り成立するものにして

一、「黨を結び」とは黨を形成するを謂ひ、黨とは一定の目的の爲に共力の意思を以て結合したる二人以上の團體の義なり、而して被告人等十一名は前述の如く所謂支配階級打倒の目的の下に互に共力する意思を以て相團結して一體の結合を爲したるものなるが故に其の「黨を結び」たるものに該當するや極めて明かなり

二、「兵器を執り」とは兵器を其の性能に從て使用し又は直に使用し得べき状態に置くを謂ひ、兵器とは戦闘に於て直接攻撃又は防禦の用に供せらるべき特性を有する物件の義なり

而して本件直接行動に於て使用せられたる手榴彈、拳銃の如きは當然如上の特性を有するものなるが故に其の制式等の如何に拘らず所謂兵器たること疑を容れず、又被告人等十一名は此等兵器を使用し本件直接行動を敢行したるもの

にして則ち所謂「兵器を執り」たるものなること亦論を俟たず

三、「反亂を爲し」とは國權に對し合同的暴力を行使するの義なり而して本件被告人等十一名は多衆の合同的暴力を以て内閣總理大臣官邸に亂入したるのみならず國務大臣の首班として國政の樞機を掌れる内閣總理大臣大藏大臣を殺害し且帝都警察廳の中樞たる警視廳を襲撃し更に内大臣官邸、政友會本部、日本銀行、三菱銀行及東京市附近の電報所數箇所を襲撃して故ら帝都の治安を亂したるものにして即國權に對し合同的暴力を行使したるものに外ならざるが故に所謂「反亂を爲し」たるものに該當すること毫も疑を容れず

則ち被告人等十一名の行爲は陸軍刑法第二十五條反亂罪の構成條件を總て具備せるものなるが故に同條に所謂黨を結び兵器を執り反亂を爲したるものに該當するものと謂はざるべからず

三、被告人等の反亂罪上の地位に就て
陸軍刑法第二十五條の其の第一號乃至第三號に於て首魁以下

の區分及之に對する處斷刑の區別を定めたり而して被告人等十一名の反亂罪上に於ける地位即同條第一號乃至第三號に於ける首魁以下の區別中何れに該當するやを案するに

1、「首魁」とは合同體に於ける主動者の地位に在る者を謂ひ

2、「謀議に參與したる者」とは合同體に於ける計畫の立案若くは審議に參與したる者を謂ひ

3、「群衆を指揮したる者」とは合同體の實行行動に方り群衆を指揮命令したる者を謂ひ

4、「其他諸般の職務に従事したる者」とは合同體の計畫に基き又は首魁若くは指揮者の指揮命令に依り謀議參與又は群衆指揮以外の特定任務に従事したる者を謂ひ

5、「附和隨行したる者」とは何等特定の任務を有せずして合同體の實行行動に参加同行したる者を謂ふ

而して被告人等十一名は何れも本件合同體に於ける主動的地位にありたる者に非ず、又右合同體に於ける計畫の立案若くは審議に參與し又は合同體の實行行動に方り群衆を指揮命令

したる者に非ざること事實上明白なるが故に、いはゆる「首魁」には勿論「謀議に參與したる者」及「群衆を指揮したる者」にも該當せず

然も被告人等十一名は何れも本件直接行動の實行計畫に基き各所定目標の襲撃任務を分擔し且該任務に従事したる者にして決して何等特定の任務を有せずして單に實行行動に参加同行したる者にあらざるが故にいはゆる「附和隨行したる者」に非ずして「其他諸般の職務に従事したる者」に外ならざること極めて明白なり

従つて被告人等の行爲は同條第二項後段に該當するものにして三年以上十五年以下の懲役又は禁錮に處すべきものなり

四、被告人等の行爲と反亂罪以外の罪名との關係に就て

被告人等の行爲が前述反亂罪の外更に殺人殺人未遂及爆發物取締罰則違反等の罪名に觸るゝや否やに付案するに反亂罪は黨を結び兵器を執り反亂を爲すに依り成立するものにして即

兵器を執り反亂を爲すことを以て犯罪構成條件の一と爲すものなるが故に其の反亂行爲に依り人又は物に對し殺傷又は損壞を加ふることあるべきは勿論兵器に關する爆發物を使用するが如きは當然豫想せざるべからざることにして又反亂罪は治安を妨げ又は人の身體財産を害する目的に出でたるものをも包含すること論を俟たざるが故に反亂行爲自體が殺人、未遂又は爆發物取締罰則違反等の態様を有する場合と雖も此等は總て反亂罪の罪體に包括せらるるものにして別に他の罪名に觸るるものと爲すべきにあらす

【第三】 情 狀 論

本件犯罪の情狀は前述の如く重大性と軍人の重大犯行と、原因、動機、目的は情狀に含まれるものである、其の一は事案の結果である

一、首相官邸襲撃の結果である、襲撃の結果は大藏殿、田中巡查を殺し、平山巡查に重傷を負はせ、内府邸に於いては橋井巡查を重傷させ、手榴彈を投じ、邸内を損傷させ、警

視察隊では後援書記、高橋記者に傷を負はせて居る、政友會本部等と同様である

次に犯罪の間接的結果である

その第一は、事案發生の當夜、鈴木侍從長は夜中參内、天皇陛下に拜謁仰せ付けられ、種々上奏申し上げたところ、陛下には種々御下問を賜ひ、犬養首相には松永侍醫等を御差遣になられたと聞き及んで居るが、陛下の慶慶をなやまし奉つたことは、特に本件が重大なものとならなければならぬ、次ぎは政局であるが、高橋蔵相の臨時首相代理から總辭職となつた、第三は治安妨害である、帝都は勿論、遠隔の地迄動搖を來した、之がため警視廳、憲兵隊、東京警備司令部では大々的に警備の陣を布いた程である

次は被告人等の本件事案に對する覺悟である

被告人等はいづれも警視廳に赴き警官と決戦、討死の決意を固めて居た事は明白な事で憲兵隊自首は全然考慮のうちになく、本意でなかつた、被告人の自分の地位に就いては軍隊生活學校生活に従つただけで社會との交渉が稀薄であ

り、然もその閱讀した書翰も限られて居るもので本件の指導的地位でないことを熟知の上で參加した事である、性質素行の點は何等誹りす可き點なし、現在の心境は本件犯行の當初に於ける愛國の至情、私心なき信念と少しの差異なしと認められるのであります

【第四】 求 刑

禁錮八年	後藤 映 範 (二五)
同 上	中 島 忠 秋 (二六)
同 上	篠原市之助 (二七)
同 上	八 木 春 雄 (二八)
同 上	石 關 榮 (二九)
同 上	金 清 豐 (三〇)
同 上	野 村 三 郎 (三一)
同 上	西 川 武 敏 (三二)

禁錮八年	菅 勳 (三三)
同 上	吉 原 政 巳 (三四)
同 上	坂 元 兼 一 (三五)

罪名の相違が齎りす 三裁判所審理の苦心

五・一五事件は軍刑被告廿一名が軍刑法の反亂罪、常人被告廿名が普通刑法の殺人、爆發物取締罰則違反と異つた罪名で律せられてゐる

反亂罪 陸軍刑法第廿五條、海軍刑法第廿條とは

黨を結び兵器を執り反亂をなしたるものは左の區別に従つて處断す

- 一、首魁ハ死刑ニ處ス
- 二、謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲナシタルモノハ死刑、無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ、其ノ他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 三、附和隨行シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

とある、一方殺人、爆發物取締罰則違反は
一、殺人、人ヲ殺シタルモノハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス(刑法百九十九條) 教唆若クハ幫助ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス(同二百二條)

と兩者共その刑範圍は頗る廣いものである、此の條文に従つて、各公判廷に於ける被告の陳述を基礎に當局は各被告の行爲を認定し、獨自の見解で刑の量定を行ふ調だが、其間社會的影響、刑事政策上の方針が加味される事勿論である

扱て軍部、民間被告共同一目的、動機のもとに共犯關係にある同一事件でありながら何故に軍部者が反亂、民間被告が殺人等と異つた罪名を附せられて三つの公判に掛けねばなら

ぬか？他の多くの犯罪の如く民間側、又は軍人だけの事件であつたら至つて始末がいゝのだが、此の事件は前述の通り両者にまたがつて居る、さうなると軍部者は軍刑法、常人は普通の刑法に従はねばならない、従つてそれを取調べる當局も絶対獨自の見解で處理する事になるから、罪名が違つて來る事も致し方がない、大川博士等の常人被告を取調べた東京地方検事局では殺人、爆発物取締罰則違反で起訴し、豫審でも検事局の起訴罪名に賛成し、同様の罪名で決定して公判に附さうとした、一方廿一名の軍部者被告を取調べた陸、海軍法務部では反亂罪で處断したいから民間被告には反亂罪とやゝ内容を同じうした刑法の内亂罪を以て律しては如何と提唱して來た、此の問題で軍部、司法部の會合が行はれたのが、どちらも豫審の取調べが終りに近い本年四月頃である、司法部ではさきに井上日召等の血盟議員にも殺人罪で公判に附したし、又此事件はどのやうに考へても國憲に引ひく意味の内亂罪に該當するとは解釋出來得ないから、やはり殺人罪で結構だと頑張り通し、とうとう兩者の協調不成立となつてきまつ

たのが軍部が反亂、司法部が殺人等の罪名である、ところでいざ公判である、民間側被告に對する東京地方裁判所の公判が九月廿六日から漸く開始されるのに、海軍は七月廿四日から、陸軍は翌廿五日から、民間側よりも二ヶ月も早く公判を開いて、然し陸軍側は八月十四日、海軍も九月七日には夫れ検察官の論告、求刑に入り、九月末か、十月初めには陸、海軍共判決言渡しとなる豫定が見えて來た

かうなると又新しい悩みが生じて來た、其れは刑の量定上の問題である、成る程三裁判所は獨立してゐるのだから、夫々各自が任意に審理した被告に刑を盛つて差支へないのだが何と云つても同一事件の被告同志である、餘り懸念のある刑が各裁判でつけられては變なものに考へられてしまふ、十四日の陸軍側求刑を五日後に控へた八月九日午後大審院検事總長室に司法檢察官總部會議が開かれ、翌十日には同所で陸、海軍の係法務官を加へた陸、海軍、司法の三省會議が開かれた、十日には十四日の論告、求刑案文が勾板檢察官の手でチヤンと出來上つて居たらしいが、陸、海軍共會議の結果、と

にかくもう一度考へて見る事になつたものか、十一日に至つて俄かに西村陸軍側裁判長が十四日の求刑を十九日に延期する事にして夫々關係辯護人に通達したから問題がうるさくなつた

求刑日を延期したのは十日の三省會議の席上、司法部から説服されて出來上つた求刑案文に手加減、重刑に處する事になつた陸、海軍係官の心境の變化に依るもので、由來獨立不調である可き軍刑法に司法部の干渉は軍檢察權の危機だと辯護人達が騒ぎ出し、荒木陸相、大角海相に注文をつけ、「諸君の御意旨には賛成である、凡ては陸、海軍の求刑、判決結果を見られたい」との兩相の回答に辯護人の騒ぎもどうやら和愛に終りさうだが、とにもかくにも、此の事件に限つて見られる三裁判の分立、罪名の相違から來る公判の裏の當局の苦心である

昭和八年八月十九日印刷
昭和八年八月廿三日發行

【定價金拾五錢】

編輯者 國民新聞社編輯代表者 榎井金之助

發行兼印刷者 株式會社國民新聞社
東京市京橋區銀座西七丁目二番地

印刷所 國民新聞社印刷部
東京市京橋區銀座西七丁目二番地

發行所 株式會社國民新聞社
振替東京三六六三番

名古屋西區御幸本町通三丁目廿番地
新愛知新聞社
振替名古屋五番

終



定價 金拾五錢